

令和6年3月宇治市議会定例会

条例改正議案等の新旧対照表

財政課

## 目 次

議案番号	議 案 名	新旧対照表に記載している条例	頁
議案第 9 号	宇治市墓地公園条例の一部を改正する条例を制定するについて	宇治市墓地公園条例	1
議案第 10 号	宇治市地区計画区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例を制定するについて	宇治市地区計画区域内における建築物の制限に関する条例	2
議案第 11 号	宇治市自転車等駐車場条例の一部を改正する条例を制定するについて	宇治市自転車等駐車場条例	6
議案第 12 号	宇治市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を制定するについて	宇治市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例	7

議案番号	議 案 名	新旧対照表に記載している条例	頁
議案第13号	宇治市介護保険条例の一部を改正する条例を制定するについて	宇治市介護保険条例	9
議案第14号	宇治市指定地域密着型サービス事業者等の指定に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を制定するについて	宇治市指定地域密着型サービス事業者等の指定に関する基準を定める条例	11
議案第15号	宇治市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を制定するについて	宇治市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例	12
議案第16号	宇治市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を制定するについて	宇治市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例	43

議案番号	議 案 名	新旧対照表に記載している条例	頁
議案第17号	宇治市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を制定するについて	宇治市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例	53
議案第18号	宇治市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を制定するについて	宇治市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例	56
議案第19号	宇治市国民健康保険条例の一部を改正する条例を制定するについて	宇治市国民健康保険条例	62
議案第20号	城南衛生管理組合同規約の変更について	城南衛生管理組合同規約	84

宇治市墓地公園条例新旧対照表

現行	改正案
<p>第1条～第19条（略） （個別安置室の使用期間）</p> <p>第20条（略）</p> <p>2 市長は、使用期間が経過したときは、当該許可に係る焼骨を合葬室に埋蔵するものとする。この場合において、使用期間は、<u>前条第1項の許可を受けた日</u> から起算する。</p> <p>第21条～第30条（略）</p>	<p>第1条～第19条（略） （個別安置室の使用期間）</p> <p>第20条（略）</p> <p>2 市長は、使用期間が経過したときは、当該許可に係る焼骨を合葬室に埋蔵するものとする。この場合において、使用期間は、<u>個別安置室に焼骨を安置した日</u> から起算する。</p> <p>第21条～第30条（略）</p>

宇治市地区計画区域内における建築物の制限に関する条例新旧対照表

現行	改正案
<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、建築基準法(昭和25年法律第201号。以下「法」という。)第68条の2第1項の規定</p> <hr/> <p>に基づき、地区計画の区域(地区整備計画が定められている区域に限る。)内における建築物に関する制限を定めることにより、適正な都市機能と健全な都市環境を確保することを目的とする。</p> <p>第2条～第11条 (略)</p> <p>(罰則)</p> <p>第12条 次の各号のいずれかに該当する者</p> <hr/> <p>は、500,000円以下の罰金に処する。</p> <p>(1) 第4条又は第5条第1項の規定に違反した場合(次号に規定する場合を除く。)における当該建築物の建築主</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 第6条</p> <hr/> <p>から第8条までの規定に違反した場合における当該建築物の設計者(設計図書を用いなくて工事を施工し、又は設計図書に従わないで工事を施工した場合においては、当該建築物の工事施工者)</p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、建築基準法(昭和25年法律第201号。以下「法」という。)第68条の2第1項及び畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律施行規則(令和3年農林水産省・国土交通省令第6号)第58条第1項の規定</p> <hr/> <p>に基づき、地区計画の区域(地区整備計画が定められている区域に限る。)内における建築物に関する制限を定めることにより、適正な都市機能と健全な都市環境を確保することを目的とする。</p> <p>第2条～第11条 (略)</p> <p>(罰則)</p> <p>第12条 次の各号のいずれかに該当する者(畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律(令和3年法律第34号)第7条第1項の規定に違反し、同法第29条の規定による罰則の適用を受ける者を除く。)は、500,000円以下の罰金に処する。</p> <p>(1) 第4条</p> <hr/> <p>の規定に違反した場合</p> <hr/> <p>における当該建築物の建築主</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 第5条第1項の規定に違反した場合(前号に規定する場合を除く。)</p> <hr/> <p>又は第6条から第8条までの規定に違反した場合における当該建築物の設計者(設計図書を用いなくて工事を施工し、又は設計図書に従わないで工事を施工した場合においては、当該建築物の工事施工者)</p>

宇治市地区計画区域内における建築物の制限に関する条例新旧対照表

現行	改正案																				
<p>(4) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>第13条 (略)</p> <p>別表第1(第3条関係)</p> <table border="1" data-bbox="277 564 1099 995"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>区域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>石橋地区地区整備計画区域</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>東隼上り地区地区整備計画区域</td> <td>都市計画法第20条第1項の規定により告示された宇治都市計画東隼上り地区地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められた区域</td> </tr> <tr> <td>(新設)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>別表第2(第4条—第8条関係)</p> <p>1・2 (略)</p> <p>(新設)</p>	名称	区域	石橋地区地区整備計画区域	(略)	東隼上り地区地区整備計画区域	都市計画法第20条第1項の規定により告示された宇治都市計画東隼上り地区地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められた区域	(新設)		<p>(4) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>第13条 (略)</p> <p>別表第1(第3条関係)</p> <table border="1" data-bbox="1173 564 1995 995"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>区域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>石橋地区地区整備計画区域</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>東隼上り地区地区整備計画区域</td> <td>都市計画法第20条第1項の規定により告示された宇治都市計画東隼上り地区地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められた区域</td> </tr> <tr> <td>国道24号沿道安田町地区地区整備計画区域</td> <td>都市計画法第20条第1項の規定により告示された宇治都市計画国道24号沿道安田町地区地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められた区域</td> </tr> </tbody> </table> <p>別表第2(第4条—第8条関係)</p> <p>1・2 (略)</p> <p>3 国道24号沿道安田町地区地区整備計画区域</p> <table border="1" data-bbox="1173 1155 1995 1348"> <thead> <tr> <th colspan="2">制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>用途の制限</td> <td>(1) 次に掲げる建築物以外の建築物は、建築してはならない。 ア 工場(統計法(平成19年法律第53号)第2条第9項に</td> </tr> </tbody> </table>	名称	区域	石橋地区地区整備計画区域	(略)	東隼上り地区地区整備計画区域	都市計画法第20条第1項の規定により告示された宇治都市計画東隼上り地区地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められた区域	国道24号沿道安田町地区地区整備計画区域	都市計画法第20条第1項の規定により告示された宇治都市計画国道24号沿道安田町地区地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められた区域	制限		用途の制限	(1) 次に掲げる建築物以外の建築物は、建築してはならない。 ア 工場(統計法(平成19年法律第53号)第2条第9項に
名称	区域																				
石橋地区地区整備計画区域	(略)																				
東隼上り地区地区整備計画区域	都市計画法第20条第1項の規定により告示された宇治都市計画東隼上り地区地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められた区域																				
(新設)																					
名称	区域																				
石橋地区地区整備計画区域	(略)																				
東隼上り地区地区整備計画区域	都市計画法第20条第1項の規定により告示された宇治都市計画東隼上り地区地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められた区域																				
国道24号沿道安田町地区地区整備計画区域	都市計画法第20条第1項の規定により告示された宇治都市計画国道24号沿道安田町地区地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められた区域																				
制限																					
用途の制限	(1) 次に掲げる建築物以外の建築物は、建築してはならない。 ア 工場(統計法(平成19年法律第53号)第2条第9項に																				

宇治市地区計画区域内における建築物の制限に関する条例新旧対照表

現行	改正案	
		<p>規定する統計基準である日本標準産業分類(以下「標準産業分類」という。)に掲げる大分類E—製造業に属するものに限る。)</p> <p>イ 事務所(標準産業分類に掲げる大分類E—製造業に属するものに限る。)</p> <p>ウ 研究開発施設(標準産業分類に掲げる大分類E—製造業に属するものに限る。)</p> <p>エ 倉庫(標準産業分類に掲げる大分類E—製造業に属するものに限る。)</p> <p>オ アからエまでに掲げる建築物に附属するもの</p> <p>(2) 前号の規定にかかわらず、次に掲げる建築物は、建築してはならない。</p> <p>ア 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第8条第1項に規定する一般廃棄物処理施設及び同法第15条第1項に規定する産業廃棄物処理施設その他これらに類するもの</p> <p>イ 資源の有効な利用の促進に関する法律(平成3年法律第48号)第2条第6項に規定する再資源化をする施設その他これに類するもの</p>
	敷地面積の最低限度	1,000平方メートル以上



宇治市地区計画区域内における建築物の制限に関する条例新旧対照表

現行	改正案	
備考 (略)	壁面の位置の制限	<p>建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から道路境界線又は隣地境界線までの距離は、1メートル以上とする。</p> <p>ただし、次の各号に掲げる用に供する附属建築物のうち、地階を除く階数が1のものについては、この限りでない。</p> <p>(1) バス停留所の上屋</p> <p>(2) 守衛所</p> <p>(3) 自動車車庫</p> <p>(4) 自転車置場</p> <p>(5) 物置</p> <p>(6) 東屋</p> <p>(7) 通路で、外壁を有しないもの</p> <p>(8) 門又は塀</p>
	高さの最高限度	20メートル以下
	塀の構造の制限	<p>地区計画の地区施設として定める区画道路に面して塀(門柱及び意匠上これに附随する部分を除く。)を設ける場合は、ブロック塀その他これに類するものは設置してはならない。ただし、法令等で定めのある場合は、この限りでない。</p>
	備考 (略)	備考 (略)

宇治市自転車等駐車場条例新旧対照表

現行	改正案																
<p>第1条 (略)</p> <p>(名称及び位置)</p> <p>第2条 駐車場の名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="264 512 1111 799"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>京阪三室戸駅前自転車等駐車場 ～JR木幡駅前自転車等駐車場</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>近鉄小倉駅西第1自転車等駐車場</td> <td>宇治市小倉町神楽田37番地の1</td> </tr> <tr> <td>近鉄小倉駅西第2自転車等駐車場 ～JR小倉駅南自転車等駐車場</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(定義)</p> <p>第3条 この条例において「自転車等」とは、次の各号に掲げるものをいう。</p> <p>(1) 自動二輪車 道路交通法施行規則(昭和35年総理府令第60号)第2条の表に規定する自動二輪車で総排気量0.125リットル以下 _____のもの</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>第4条～第12条 (略)</p>	名称	位置	京阪三室戸駅前自転車等駐車場 ～JR木幡駅前自転車等駐車場	(略)	近鉄小倉駅西第1自転車等駐車場	宇治市小倉町神楽田37番地の1	近鉄小倉駅西第2自転車等駐車場 ～JR小倉駅南自転車等駐車場	(略)	<p>第1条 (略)</p> <p>(名称及び位置)</p> <p>第2条 駐車場の名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="1158 512 2004 799"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>京阪三室戸駅前自転車等駐車場 ～JR木幡駅前自転車等駐車場</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>近鉄小倉駅西第1自転車等駐車場</td> <td>宇治市小倉町神楽田33番地の59</td> </tr> <tr> <td>近鉄小倉駅西第2自転車等駐車場 ～JR小倉駅南自転車等駐車場</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(定義)</p> <p>第3条 この条例において「自転車等」とは、次の各号に掲げるものをいう。</p> <p>(1) 自動二輪車 道路交通法施行規則(昭和35年総理府令第60号)第2条の表に規定する普通自動二輪車で総排気量0.125リットル以下又は定格出力が1.00キロワット以下のもの</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>第4条～第12条 (略)</p>	名称	位置	京阪三室戸駅前自転車等駐車場 ～JR木幡駅前自転車等駐車場	(略)	近鉄小倉駅西第1自転車等駐車場	宇治市小倉町神楽田33番地の59	近鉄小倉駅西第2自転車等駐車場 ～JR小倉駅南自転車等駐車場	(略)
名称	位置																
京阪三室戸駅前自転車等駐車場 ～JR木幡駅前自転車等駐車場	(略)																
近鉄小倉駅西第1自転車等駐車場	宇治市小倉町神楽田37番地の1																
近鉄小倉駅西第2自転車等駐車場 ～JR小倉駅南自転車等駐車場	(略)																
名称	位置																
京阪三室戸駅前自転車等駐車場 ～JR木幡駅前自転車等駐車場	(略)																
近鉄小倉駅西第1自転車等駐車場	宇治市小倉町神楽田33番地の59																
近鉄小倉駅西第2自転車等駐車場 ～JR小倉駅南自転車等駐車場	(略)																

宇治市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例新旧対照表

現行	改正案
<p>第1条～第22条 (略)</p> <p>(<u>揭示</u>)</p> <p>第23条 特定教育・保育施設は、当該特定教育・保育施設の見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務の体制、第13条の規定により支払を受ける費用に関する事項その他の利用申込者の特定教育・保育施設の選択に資すると認められる重要事項(以下この条において「運営規程等」という。)を<u>揭示しなければ</u></p> <hr/> <p>_____ならない。ただし、やむを得ない事情がある場合においては、運営規程等を不特定多数の者が閲覧することができるように<u>することを</u>もつて</p> <hr/> <p>_____当該揭示に代えることができる。</p> <p>第24条～第52条 (略)</p> <p>(電磁的記録等)</p> <p>第53条 (略)</p> <p>2 特定教育・保育施設等は、この条例による書面の交付又は提出については、当該書面が電磁的記録により作成されている場合には、当該書面の交付又は提出に代えて、第4項で定めるところにより、教育・保育給付認定保護者の承諾を得て、当該書面に記載すべき事項(以下この条</p>	<p>第1条～第22条 (略)</p> <p>(<u>揭示等</u>)</p> <p>第23条 特定教育・保育施設は、当該特定教育・保育施設の見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務の体制、第13条の規定により支払を受ける費用に関する事項その他の利用申込者の特定教育・保育施設の選択に資すると認められる重要事項(以下この条において「運営規程等」という。)を<u>揭示するとともに、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信(公衆によつて直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。)</u>により公衆の閲覧に供しなければならない。ただし、やむを得ない事情がある場合においては、運営規程等を不特定多数の者が閲覧することができるよう<u>当該特定教育・保育施設に備え置くことにより当該揭示に代えることができる。</u></p> <p>第24条～第52条 (略)</p> <p>(電磁的記録等)</p> <p>第53条 (略)</p> <p>2 特定教育・保育施設等は、この条例による書面の交付又は提出については、当該書面が電磁的記録により作成されている場合には、当該書面の交付又は提出に代えて、第4項で定めるところにより、教育・保育給付認定保護者の承諾を得て、当該書面に記載すべき事項(以下この条</p>



宇治市介護保険条例新旧対照表

現行	改正案
<p>第1条～第3条 (略) (保険料率)</p> <p>第4条 <u>令和3年度から令和5年度</u>までの各年度における保険料率は、当該年度分の保険料の賦課期日における次の各号に掲げる第1号被保険者(介護保険法(平成9年法律第123号。以下「法」という。)第9条第1号に規定する第1号被保険者をいう。以下同じ。)の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 介護保険法施行令(平成10年政令第412号。以下「令」という。)第39条第1項第1号に掲げる者 <u>30,620円</u></p> <p>(2) 令第39条第1項第2号に掲げる者 <u>40,820円</u></p> <p>(3) 令第39条第1項第3号に掲げる者 <u>47,630円</u></p> <p>(4) 令第39条第1項第4号に掲げる者 <u>54,430円</u></p> <p>(5) 令第39条第1項第5号に掲げる者 <u>68,030円</u></p> <p>(6) 次のいずれかに該当する者 <u>74,840円</u> ア・イ (略)</p> <p>(7) 次のいずれかに該当する者 <u>88,440円</u> ア・イ (略)</p> <p>(8) 次のいずれかに該当する者 <u>112,250円</u> ア・イ (略)</p>	<p>第1条～第3条 (略) (保険料率)</p> <p>第4条 <u>令和6年度から令和8年度</u>までの各年度における保険料率は、当該年度分の保険料の賦課期日における次の各号に掲げる第1号被保険者(介護保険法(平成9年法律第123号。以下「法」という。)第9条第1号に規定する第1号被保険者をいう。以下同じ。)の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 介護保険法施行令(平成10年政令第412号。以下「令」という。)第39条第1項第1号に掲げる者 <u>29,740円</u></p> <p>(2) 令第39条第1項第2号に掲げる者 <u>38,940円</u></p> <p>(3) 令第39条第1項第3号に掲げる者 <u>46,380円</u></p> <p>(4) 令第39条第1項第4号に掲げる者 <u>56,640円</u></p> <p>(5) 令第39条第1項第5号に掲げる者 <u>70,800円</u></p> <p>(6) 次のいずれかに該当する者 <u>77,880円</u> ア・イ (略)</p> <p>(7) 次のいずれかに該当する者 <u>92,040円</u> ア・イ (略)</p> <p>(8) 次のいずれかに該当する者 <u>116,820円</u> ア・イ (略)</p>

宇治市介護保険条例新旧対照表

現行	改正案
<p>(9) 次のいずれかに該当する者 <u>132,660円</u> ア・イ (略)</p> <p>(10) 次のいずれかに該当する者 <u>142,870円</u> ア・イ (略)</p> <p>(11) 次のいずれかに該当する者 <u>153,070円</u> ア・イ (略)</p> <p>(12) 次のいずれかに該当する者 <u>163,280円</u> ア・イ (略)</p> <p>(13) 次のいずれかに該当する者 <u>173,480円</u> ア・イ (略)</p> <p>(14) 次のいずれかに該当する者 <u>183,690円</u> ア・イ (略)</p> <p>(15) 前各号のいずれにも該当しない者 <u>200,690円</u></p> <p>第5条～第18条 (略)</p>	<p>(9) 次のいずれかに該当する者 <u>138,060円</u> ア・イ (略)</p> <p>(10) 次のいずれかに該当する者 <u>148,680円</u> ア・イ (略)</p> <p>(11) 次のいずれかに該当する者 <u>159,300円</u> ア・イ (略)</p> <p>(12) 次のいずれかに該当する者 <u>169,920円</u> ア・イ (略)</p> <p>(13) 次のいずれかに該当する者 <u>180,540円</u> ア・イ (略)</p> <p>(14) 次のいずれかに該当する者 <u>191,160円</u> ア・イ (略)</p> <p>(15) 前各号のいずれにも該当しない者 <u>208,860円</u></p> <p>第5条～第18条 (略)</p>

宇治市指定地域密着型サービス事業者等の指定に関する基準を定める条例新旧対照表

現行	改正案
<p>第1条・第2条（略）                      （指定地域密着型サービス事業の申請者の資格）</p> <p>第3条 法第78条の2第4項第1号の条例で定める者は、法人又は病床を有する診療所を開設している者(法第8条第23項 _____に規定する複合型サービス(介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号)第17条の12に規定する看護小規模多機能型居宅介護に限る。)に係る指定の申請を行う場合に限る。)であり、かつ、宇治市暴力団排除条例(平成25年宇治市条例第43号)第2条第4号に規定する暴力団員等でない者とする。</p> <p>第4条（略）</p>	<p>第1条・第2条（略）                      （指定地域密着型サービス事業の申請者の資格）</p> <p>第3条 法第78条の2第4項第1号の条例で定める者は、法人又は病床を有する診療所を開設している者(法第8条第23項第1号に規定する複合型サービス _____に係る指定の申請を行う場合に限る。)であり、かつ、宇治市暴力団排除条例(平成25年宇治市条例第43号)第2条第4号に規定する暴力団員等でない者とする。</p> <p>第4条（略）</p>

宇治市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例新旧対照表

現行	改正案
<p>第1条～第22条 (略)</p> <p>(具体的取扱方針)</p> <p>第23条 定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者の行う指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の方針は、次の各号に掲げるところによるものとする。</p> <p>(1)～(7) (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(8)・(9) (略)</p> <p>第24条～第30条 (略)</p> <p>(勤務体制の確保等)</p> <p>第31条 (略)</p> <p>2 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所ごとに、当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者によつて</p>	<p>第1条～第22条 (略)</p> <p>(具体的取扱方針)</p> <p>第23条 定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者の行う指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の方針は、次の各号に掲げるところによるものとする。</p> <p>(1)～(7) (略)</p> <p><u>(8) 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為(以下「身体的拘束等」という。)を行つてはならない。</u></p> <p><u>(9) 身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。</u></p> <p>(10)・(11) (略)</p> <p>第24条～第30条 (略)</p> <p>(勤務体制の確保等)</p> <p>第31条 (略)</p> <p>2 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所ごとに、当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者によつて</p>



宇治市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例新旧対照表

現行	改正案
<p>指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護を提供しなければならない。ただし、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所が適切に指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護を利用者に提供する体制を構築しており、他の指定訪問介護事業所(指定居宅サービス(法第41条第1項に規定する指定居宅サービスをいう。以下同じ。))に該当する訪問介護の事業を行う事業所をいう。以下同じ。)、第46条第1項に規定する指定夜間対応型訪問介護事業所又は第49条第6号に規定する指定訪問看護事業所(以下この条において「指定訪問介護事業所等」という。)との密接な連携を図ることにより当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の効果的な運営を期待することができる場合であつて、利用者の処遇に支障がないときは、市長が地域の実情を勘案し適切と認める範囲内において、定期巡回・随時対応型訪問介護看護の事業の一部を、当該他の指定訪問介護事業所等との契約に基づき、当該他の指定訪問介護事業所等の従業者に行わせることができる。</p> <p>3～5 (略)</p> <p>第31条の2・第32条 (略)</p> <p>(掲示)</p> <p>第33条 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項(以下この条において「<u>運営規程等</u>」という。)</p>	<p>指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護を提供しなければならない。ただし、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所が適切に指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護を利用者に提供する体制を構築しており、他の指定訪問介護事業所(指定居宅サービス(法第41条第1項に規定する指定居宅サービスをいう。以下同じ。))に該当する訪問介護の事業を行う事業所をいう。以下同じ。)、第46条第1項に規定する指定夜間対応型訪問介護事業所又は第49条第8号に規定する指定訪問看護事業所(以下この条において「指定訪問介護事業所等」という。)との密接な連携を図ることにより当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の効果的な運営を期待することができる場合であつて、利用者の処遇に支障がないときは、市長が地域の実情を勘案し適切と認める範囲内において、定期巡回・随時対応型訪問介護看護の事業の一部を、当該他の指定訪問介護事業所等との契約に基づき、当該他の指定訪問介護事業所等の従業者に行わせることができる。</p> <p>3～5 (略)</p> <p>第31条の2・第32条 (略)</p> <p>(掲示)</p> <p>第33条 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項(以下この条において「<u>重要事項</u>」という。)</p>

宇治市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例新旧対照表

現行	改正案
<p>を掲示しなければならない。</p> <p>2 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、<u>運営規程等</u>を指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、前項に規定する掲示に代えることができる。</p> <p>(新設)</p> <p>第34条～第40条 (略)</p> <p>(記録の整備)</p> <p>第41条 (略)</p> <p>2 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、利用者に対する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間保存しなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 第19条第2項に規定する <u>提供した具体的なサービスの内容等の記録</u></p> <p>(3)・(4) (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(5) 第27条に規定する <u>本市等への通知に係る記録</u></p>	<p>を掲示しなければならない。</p> <p>2 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、<u>重要事項</u>を指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、前項に規定する掲示に代えることができる。</p> <p>3 <u>指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。</u></p> <p>第34条～第40条 (略)</p> <p>(記録の整備)</p> <p>第41条 (略)</p> <p>2 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、利用者に対する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間保存しなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 第19条第2項の規定による <u>提供した具体的なサービスの内容等の記録</u></p> <p>(3)・(4) (略)</p> <p>(5) <u>第23条第9号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録</u></p> <p>(6) 第27条の規定による <u>本市等への通知に係る記録</u></p>

宇治市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例新旧対照表

現行	改正案
<p>(6) 第37条第2項に規定する <u>苦情の内容等の記録</u></p> <p>(7) 第39条第2項に規定する <u>事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</u></p> <p>3 (略)</p> <p>第42条～第48条 (略)</p> <p>(具体的取扱方針)</p> <p>第49条 夜間対応型訪問介護従業者(第46条第1項第2号から第4号までに掲げる従業者をいう。以下同じ。)の行う指定夜間対応型訪問介護は、次の各号に掲げるところによるものとする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(5)～(7) (略)</p> <p>第50条～第55条 (略)</p> <p>(記録の整備)</p> <p>第56条 (略)</p>	<p>(7) 第37条第2項の規定による <u>苦情の内容等の記録</u></p> <p>(8) 第39条第2項の規定による <u>事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</u></p> <p>3 (略)</p> <p>第42条～第48条 (略)</p> <p>(具体的取扱方針)</p> <p>第49条 夜間対応型訪問介護従業者(第46条第1項第2号から第4号までに掲げる従業者をいう。以下同じ。)の行う指定夜間対応型訪問介護は、次の各号に掲げるところによるものとする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) <u>指定夜間対応型訪問介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。</u></p> <p>(6) <u>身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。</u></p> <p>(7)～(9) (略)</p> <p>第50条～第55条 (略)</p> <p>(記録の整備)</p> <p>第56条 (略)</p>

宇治市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例新旧対照表

現行	改正案
<p>2 指定夜間対応型訪問介護事業者は、利用者に対する指定夜間対応型訪問介護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間保存しなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 次条において準用する第19条第2項に規定する <u>提供した具体的なサービスの内容等の記録</u></p> <p>(新設)</p> <p>(3) 次条において準用する第27条に規定する <u>本市等への通知に係る記録</u></p> <p>(4) 次条において準用する第37条第2項に規定する <u>苦情の内容等の記録</u></p> <p>(5) 次条において準用する第39条第2項に規定する <u>事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</u></p> <p>3 (略)</p> <p>第57条～第57条の6 (略)</p> <p>(具体的取扱方針)</p> <p>第57条の7 指定地域密着型通所介護の方針は、次の各号に掲げるところによるものとする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p>	<p>2 指定夜間対応型訪問介護事業者は、利用者に対する指定夜間対応型訪問介護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間保存しなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 次条において準用する第19条第2項の規定による <u>提供した具体的なサービスの内容等の記録</u></p> <p>(3) <u>第49条第6号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録</u></p> <p>(4) 次条において準用する第27条の規定による <u>本市等への通知に係る記録</u></p> <p>(5) 次条において準用する第37条第2項の規定による <u>苦情の内容等の記録</u></p> <p>(6) 次条において準用する第39条第2項の規定による <u>事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</u></p> <p>3 (略)</p> <p>第57条～第57条の6 (略)</p> <p>(具体的取扱方針)</p> <p>第57条の7 指定地域密着型通所介護の方針は、次の各号に掲げるところによるものとする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p>

宇治市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例新旧対照表

現行	改正案
<p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(5)・(6) (略)</p> <p>第57条の8～第57条の17 (略)</p> <p>(記録の整備)</p> <p>第57条の18 (略)</p> <p>2 指定地域密着型通所介護事業者は、利用者に対する指定地域密着型通所介護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間保存しなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 次条において準用する第19条第2項に規定する <u>提供した具体的なサービスの内容等の記録</u></p> <p>(新設)</p> <p>(3) 次条において準用する第27条に規定する <u>本市等への通知に係る記録</u></p>	<p>(5) <u>指定地域密着型通所介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。</u></p> <p>(6) <u>身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。</u></p> <p>(7)・(8) (略)</p> <p>第57条の8～第57条の17 (略)</p> <p>(記録の整備)</p> <p>第57条の18 (略)</p> <p>2 指定地域密着型通所介護事業者は、利用者に対する指定地域密着型通所介護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間保存しなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 次条において準用する第19条第2項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録</p> <p>(3) <u>第57条の7第6号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録</u></p> <p>(4) 次条において準用する第27条の規定による本市等への通知に係る記録</p>

宇治市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例新旧対照表

現行	改正案
<p>(4) 次条において準用する第37条第2項に規定する 苦情の内容等の記録</p> <p>(5) (略)</p> <p>(6) 前条第2項に規定する 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</p> <p>3 (略)</p> <p>第57条の19・第57条の19の2 (略)</p> <p>(準用)</p> <p>第57条の19の3 第8条から第12条まで、第14条から第17条まで、第19条から第21条まで、第27条、第31条の2、第33条から第37条まで、第39条の2、第40条、第51条、第57条の2、第57条の3(第1項第2号から第5号までを除く。)及び第57条の4第3項並びに前節(第57条の19を除く。)の規定は、共生型地域密着型通所介護の事業について準用する。この場合において、第8条第1項中「第30条に規定する運営規程」とあるのは「運営規程(第57条の10に規定する運営規程をいう。第33条第1項において同じ。)」と、第51条中「訪問介護員等」とあるのは「共生型地域密着型通所介護従業者」と、第57条の4第3項中「前項ただし書の場合(指定地域密着型通所介護事業者が第1項に規定する設備を利用し、夜間及び深夜に指定地域密着型通所介護以外のサービスを提供する場合に限る。)」とあるのは「共生型地域密着型通所介護事業者が共生型地</p>	<p>(5) 次条において準用する第37条第2項の規定による苦情の内容等の記録</p> <p>(6) (略)</p> <p>(7) 前条第2項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</p> <p>3 (略)</p> <p>第57条の19・第57条の19の2 (略)</p> <p>(準用)</p> <p>第57条の19の3 第8条から第12条まで、第14条から第17条まで、第19条から第21条まで、第27条、第31条の2、第33条から第37条まで、第39条の2、第40条、第51条、第57条の2、第57条の3(第1項第2号から第5号までを除く。)及び第57条の4第3項並びに前節(第57条の19を除く。)の規定は、共生型地域密着型通所介護の事業について準用する。この場合において、第8条第1項中「第30条に規定する運営規程」とあるのは「運営規程(第57条の10に規定する運営規程をいう。第33条第1項において同じ。)」と、第51条中「訪問介護員等」とあるのは「共生型地域密着型通所介護従業者」と、第57条の4第3項中「前項ただし書の場合(指定地域密着型通所介護事業者が第1項に規定する設備を利用し、夜間及び深夜に指定地域密着型通所介護以外のサービスを提供する場合に限る。)」とあるのは「共生型地域密着型通所介護事業者が共生型地</p>

宇治市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例新旧対照表

現行	改正案
<p>域密着型通所介護事業所の設備を利用し、夜間及び深夜に共生型地域密着型通所介護以外のサービスを提供する場合」と、第57条の7第4号中「地域密着型通所介護従業者(第57条の3第1項第2号から第5号までに掲げる従業者をいう。以下同じ。)」とあるのは「共生型地域密着型通所介護従業者」と、第57条の8第7項中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「共生型地域密着型通所介護従業者」と、第57条の18第2項第2号中「次条において準用する第19条第2項」とあるのは「第19条第2項」と、<u>同項第3号</u>中「次条において準用する第27条」とあるのは「第27条」と、<u>同項第4号</u>中「次条において準用する第37条第2項」とあるのは「第37条第2項」と読み替えるものとする。</p> <p>第57条の20～第57条の27 (略)</p> <p>(具体的取扱方針)</p> <p>第57条の28 指定療養通所介護の方針は、次の各号に掲げるところによるものとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>域密着型通所介護事業所の設備を利用し、夜間及び深夜に共生型地域密着型通所介護以外のサービスを提供する場合」と、第57条の7第4号中「地域密着型通所介護従業者(第57条の3第1項第2号から第5号までに掲げる従業者をいう。以下同じ。)」とあるのは「共生型地域密着型通所介護従業者」と、第57条の8第7項中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「共生型地域密着型通所介護従業者」と、第57条の18第2項第2号中「次条において準用する第19条第2項」とあるのは「第19条第2項」と、<u>同項第4号</u>中「次条において準用する第27条」とあるのは「第27条」と、<u>同項第5号</u>中「次条において準用する第37条第2項」とあるのは「第37条第2項」と読み替えるものとする。</p> <p>第57条の20～第57条の27 (略)</p> <p>(具体的取扱方針)</p> <p>第57条の28 指定療養通所介護の方針は、次の各号に掲げるところによるものとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) <u>指定療養通所介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。</u></p> <p>(4) <u>身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければなら</u></p>

宇治市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例新旧対照表

現行	改正案
<p>(3)～(5) (略)</p> <p>第57条の29～第57条の34 (略)</p> <p>(記録の整備)</p> <p>第57条の35 (略)</p> <p>2 指定療養通所介護事業者は、利用者に対する指定療養通所介護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間保存しなければならない。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 次条において準用する第19条第2項に規定する <u>提供した具体的なサービスの内容等の記録</u></p> <p>(新設)</p> <p>(4) 次条において準用する第27条に規定する <u>本市等への通知に係る記録</u></p> <p>(5) 次条において準用する第37条第2項に規定する <u>苦情の内容等の記録</u></p> <p>(6) (略)</p> <p>(7) 次条において準用する第57条の17第2項に規定する <u>事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</u></p>	<p><u>ない。</u></p> <p>(5)～(7) (略)</p> <p>第57条の29～第57条の34 (略)</p> <p>(記録の整備)</p> <p>第57条の35 (略)</p> <p>2 指定療養通所介護事業者は、利用者に対する指定療養通所介護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間保存しなければならない。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 次条において準用する第19条第2項の規定による <u>提供した具体的なサービスの内容等の記録</u></p> <p>(4) <u>第57条の28第4号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録</u></p> <p>(5) 次条において準用する第27条の規定による <u>本市等への通知に係る記録</u></p> <p>(6) 次条において準用する第37条第2項の規定による <u>苦情の内容等の記録</u></p> <p>(7) (略)</p> <p>(8) 次条において準用する第57条の17第2項の規定による <u>事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</u></p>



宇治市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例新旧対照表

現行	改正案
<p>3 (略)</p> <p>第57条の36～第61条 (略)</p> <p>(従業者)</p> <p>第62条 指定認知症対応型共同生活介護事業所(第107条第1項に規定する指定認知症対応型共同生活介護事業所をいう。次条____及び第81条において同じ。)若しくは指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所(地域密着型介護予防サービス基準条例第73条第1項に規定する指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所をいう。次条____において同じ。)の居間若しくは食堂又は指定地域密着型特定施設(第126条第1項に規定する指定地域密着型特定施設をいう。次条____において同じ。)若しくは指定地域密着型介護老人福祉施設(第146条第1項に規定する指定地域密着型介護老人福祉施設をいう。次条____において同じ。)の食堂若しくは共同生活室において、これらの事業所又は施設の利用者、入居者又は入所者とともに行う指定認知症対応型通所介護(以下「共用型指定認知症対応型通所介護」という。)の事業を行う者(以下「共用型指定認知症対応型通所介護事業者」という。)は、当該事業を行う事業所(以下「共用型指定認知症対応型通所介護事業所」という。)に次の各号に掲げる従業者を置かなければならない。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>3 (略)</p> <p>第57条の36～第61条 (略)</p> <p>(従業者)</p> <p>第62条 指定認知症対応型共同生活介護事業所(第107条第1項に規定する指定認知症対応型共同生活介護事業所をいう。次条第1項及び第81条において同じ。)若しくは指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所(地域密着型介護予防サービス基準条例第73条第1項に規定する指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所をいう。次条第1項において同じ。)の居間若しくは食堂又は指定地域密着型特定施設(第126条第1項に規定する指定地域密着型特定施設をいう。次条第1項において同じ。)若しくは指定地域密着型介護老人福祉施設(第146条第1項に規定する指定地域密着型介護老人福祉施設をいう。次条第1項において同じ。)の食堂若しくは共同生活室において、これらの事業所又は施設の利用者、入居者又は入所者とともに行う指定認知症対応型通所介護(以下「共用型指定認知症対応型通所介護」という。)の事業を行う者(以下「共用型指定認知症対応型通所介護事業者」という。)は、当該事業を行う事業所(以下「共用型指定認知症対応型通所介護事業所」という。)に次の各号に掲げる従業者を置かなければならない。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>2 (略)</p>

宇治市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例新旧対照表

現行	改正案
<p>(利用定員等)</p> <p>第63条 (略)</p> <p>2 共用型指定認知症対応型通所介護事業者は、指定居宅サービス、指定地域密着型サービス、指定居宅介護支援(法第46条第1項に規定する指定居宅介護支援をいう。)、指定介護予防サービス(法第53条第1項に規定する指定介護予防サービスをいう。以下同じ。)、指定地域密着型介護予防サービス(法第54条の2第1項に規定する指定地域密着型介護予防サービスをいう。以下同じ。)若しくは指定介護予防支援(法第58条第1項に規定する指定介護予防支援をいう。)の事業又は介護保険施設(法第8条第25項に規定する介護保険施設をいう。以下同じ。)若しくは<u>指定介護療養型医療施設(健康保険法等の一部を改正する法律(平成18年法律第83号)附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第26条の規定による改正前の法第48条第1項第3号に規定する指定介護療養型医療施設をいう。)</u>の運営(第79条第2号及び第189条第2号において「指定居宅サービス事業等」という。)について3年以上の経験を有する者でなければならない。</p> <p>第64条・第65条 (略)</p> <p>(具体的取扱方針)</p> <p>第66条 指定認知症対応型通所介護の方針は、次の各号に掲げるところによるものとする。</p>	<p>(利用定員等)</p> <p>第63条 (略)</p> <p>2 共用型指定認知症対応型通所介護事業者は、指定居宅サービス、指定地域密着型サービス、指定居宅介護支援(法第46条第1項に規定する指定居宅介護支援をいう。)、指定介護予防サービス(法第53条第1項に規定する指定介護予防サービスをいう。以下同じ。)、指定地域密着型介護予防サービス(法第54条の2第1項に規定する指定地域密着型介護予防サービスをいう。以下同じ。)若しくは指定介護予防支援(法第58条第1項に規定する指定介護予防支援をいう。)の事業又は介護保険施設(法第8条第25項に規定する介護保険施設をいう。以下同じ。)若しくは<u>健康保険法等の一部を改正する法律(平成18年法律第83号)第26条の規定による改正前の法第48条第1項第3号に規定する指定介護療養型医療施設</u>  <u>の運営(第79条第2号及び第189条第2号において「指定居宅サービス事業等」という。)</u>について3年以上の経験を有する者でなければならない。</p> <p>第64条・第65条 (略)</p> <p>(具体的取扱方針)</p> <p>第66条 指定認知症対応型通所介護の方針は、次の各号に掲げるところによるものとする。</p>

宇治市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例新旧対照表

現行	改正案
<p>(1)～(4) (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(5)・(6) (略)</p> <p>第67条～第75条 (略)</p> <p>(記録の整備)</p> <p>第76条 (略)</p> <p>2 指定認知症対応型通所介護事業者は、利用者に対する指定認知症対応型通所介護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間保存しなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 次条において準用する第19条第2項に規定する 提供した具体的なサービスの内容等の記録</p> <p>(新設)</p> <p>(3) 次条において準用する第27条に規定する 本市等への通知に係る</p>	<p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) <u>指定認知症対応型通所介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。</u></p> <p>(6) <u>身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。</u></p> <p>(7)・(8) (略)</p> <p>第67条～第75条 (略)</p> <p>(記録の整備)</p> <p>第76条 (略)</p> <p>2 指定認知症対応型通所介護事業者は、利用者に対する指定認知症対応型通所介護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間保存しなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 次条において準用する第19条第2項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録</p> <p>(3) <u>第66条第6号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録</u></p> <p>(4) 次条において準用する第27条の規定による本市等への通知に係る</p>

宇治市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例新旧対照表

現行	改正案
<p>記録</p> <p>(4) 次条において準用する第37条第2項に規定する 苦情の内容等の記録</p> <p>(5) (略)</p> <p>(6) 次条において準用する第57条の17第2項に規定する 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</p> <p>3 (略)</p> <p>第77条～第88条 (略)</p> <p>(身体的拘束等の禁止)</p> <p>第89条 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、指定小規模多機能型居宅介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、<u>身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為(以下「身体的拘束等」という。)を行つてはならない。</u></p> <p>2 (略)</p> <p>(新設)</p>	<p>記録</p> <p>(5) 次条において準用する第37条第2項の規定による苦情の内容等の記録</p> <p>(6) (略)</p> <p>(7) 次条において準用する第57条の17第2項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</p> <p>3 (略)</p> <p>第77条～第88条 (略)</p> <p>(身体的拘束等の禁止)</p> <p>第89条 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、指定小規模多機能型居宅介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、<u>身体的拘束等</u> _____ を行つてはならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 <u>指定小規模多機能型居宅介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。</u></p> <p>(1) <u>身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)</u>を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知</p>

宇治市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例新旧対照表

現行	改正案
<p>第90条～第103条 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(記録の整備)</p> <p>第104条 (略)</p> <p>2 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、利用者に対する指定小規模多機能型居宅介護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間保存しなければならない。</p> <p>(1)・(2) (略)</p>	<p><u>徹底を図ること。</u></p> <p><u>(2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。</u></p> <p><u>(3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。</u></p> <p>第90条～第103条 (略)</p> <p><u>(利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置)</u></p> <p><u>第103条の2 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所における業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所における利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的開催しなければならない。</u></p> <p>(記録の整備)</p> <p>第104条 (略)</p> <p>2 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、利用者に対する指定小規模多機能型居宅介護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間保存しなければならない。</p> <p>(1)・(2) (略)</p>

宇治市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例新旧対照表

現行	改正案
<p>(3) 次条において準用する第19条第2項に規定する 提供した具体的なサービスの内容等の記録</p> <p>(4) 第89条第2項に規定する 身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録</p> <p>(5) 次条において準用する第27条に規定する 本市等への通知に係る記録</p> <p>(6) 次条において準用する第37条第2項に規定する 苦情の内容等の記録</p> <p>(7) 次条において準用する第39条第2項に規定する 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</p> <p>(8) (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>第105条～第117条 (略)</p> <p>(管理者による管理)</p> <p>第118条 共同生活住居の管理者は、同時に介護保険施設、指定居宅サービス、指定地域密着型サービス(サテライト型指定認知症対応型共同生活介護事業所については、本体事業所が提供する指定認知症対応型共同生活介護を除く。)、指定介護予防サービス若しくは指定地域密着型介護予防サービスの事業を行う事業所、病院、診療所又は社会福祉施設を管理する者であつてはならない。ただし、これらの事業所、施設</p>	<p>(3) 次条において準用する第19条第2項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録</p> <p>(4) 第89条第2項の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録</p> <p>(5) 次条において準用する第27条の規定による本市等への通知に係る記録</p> <p>(6) 次条において準用する第37条第2項の規定による苦情の内容等の記録</p> <p>(7) 次条において準用する第39条第2項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</p> <p>(8) (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>第105条～第117条 (略)</p> <p>(管理者による管理)</p> <p>第118条 共同生活住居の管理者は、同時に介護保険施設、指定居宅サービス、指定地域密着型サービス(サテライト型指定認知症対応型共同生活介護事業所については、本体事業所が提供する指定認知症対応型共同生活介護を除く。)、指定介護予防サービス若しくは指定地域密着型介護予防サービスの事業を行う事業所、病院、診療所又は社会福祉施設を管理する者であつてはならない。ただし、当該共同生活住居</p>

宇治市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例新旧対照表

現行	改正案
<p>等が同一敷地内にあること等により当該指定認知症対応型共同生活介護事業所の管理上支障がない場合は、この限りでない。</p> <p>第119条～第121条（略） （協力医療機関等）</p> <p>第122条（略） （新設）</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p>	<p>_____の管理上支障がない場合は、この限りでない。</p> <p>第119条～第121条（略） （協力医療機関等）</p> <p>第122条（略）</p> <p>2 <u>指定認知症対応型共同生活介護事業者は、前項の規定に基づき協力医療機関を定めるに当たっては、次の各号に掲げる要件を満たす協力医療機関を定めるように努めなければならない。</u></p> <p>(1) <u>利用者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保していること。</u></p> <p>(2) <u>当該指定認知症対応型共同生活介護事業者からの診療の求めがあった場合において診療を行う体制を、常時確保していること。</u></p> <p>3 <u>指定認知症対応型共同生活介護事業者は、1年に1回以上、協力医療機関との間で、利用者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、当該指定認知症対応型共同生活介護事業者に係る指定を行つた市町村長に届け出なければならない。</u></p> <p>4 <u>指定認知症対応型共同生活介護事業者は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)第6条第17項に規定する第二種協定指定医療機関(以下「第二種協定指定医療機関」という。)との間で、新興感染症(同条第7項に規定する新型インフルエン</u></p>

宇治市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例新旧対照表

現行	改正案
<p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>第123条 (略)</p> <p>(記録の整備)</p> <p>第124条 (略)</p> <p>2 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者に対する指定認知症対応型共同生活介護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間保存しなければならない。</p> <p>(1) (略)</p>	<p><u>ザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症又は同条第9項に規定する新感染症をいう。以下同じ。)の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。</u></p> <p>5 <u>指定認知症対応型共同生活介護事業者は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。</u></p> <p>6 <u>指定認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該利用者の病状が軽快し、退院が可能となつた場合においては、再び当該指定認知症対応型共同生活介護事業所に速やかに入居させることができるように努めなければならない。</u></p> <p>7・8 (略)</p> <p>第123条 (略)</p> <p>(記録の整備)</p> <p>第124条 (略)</p> <p>2 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者に対する指定認知症対応型共同生活介護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間保存しなければならない。</p> <p>(1) (略)</p>



宇治市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例新旧対照表

現行	改正案
<p>(2) 第112条第2項に規定する <u>提供した具体的なサービスの内容等の記録</u></p> <p>(3) 第114条第2項に規定する <u>身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録</u></p> <p>(4) 次条において準用する第27条に規定する <u>本市等への通知に係る記録</u></p> <p>(5) 次条において準用する第37条第2項に規定する <u>苦情の内容等の記録</u></p> <p>(6) 次条において準用する第39条第2項に規定する <u>事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</u></p> <p>(7) (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>(準用)</p> <p>第125条 第8条、第9条、第11条、第12条、第20条、第21条、第27条、第31条の2、第33条から第35条まで、第37条、第39条から第40条まで、第57条の9、第57条の14、第57条の16第1項から第4項まで、第96条、第99条及び第101条 <u>の規定は、指定認知症対応型共同生活介護の事業について準用する。この場合において、第8条第1項中「第30条に規定する運営規程」とあるのは「第119条に規定する重要事項に関する規程」と、第57条の9第2項中「この節」とあるのは「第6章第4</u></p>	<p>(2) 第112条第2項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録</p> <p>(3) 第114条第2項の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録</p> <p>(4) 次条において準用する第27条の規定による本市等への通知に係る記録</p> <p>(5) 次条において準用する第37条第2項の規定による苦情の内容等の記録</p> <p>(6) 次条において準用する第39条第2項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</p> <p>(7) (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>(準用)</p> <p>第125条 第8条、第9条、第11条、第12条、第20条、第21条、第27条、第31条の2、第33条から第35条まで、第37条、第39条から第40条まで、第57条の9、第57条の14、第57条の16第1項から第4項まで、第96条、第99条、第101条及び第103条の2の規定は、指定認知症対応型共同生活介護の事業について準用する。この場合において、第8条第1項中「第30条に規定する運営規程」とあるのは「第119条に規定する重要事項に関する規程」と、第57条の9第2項中「この節」とあるのは「第6章第4</p>

宇治市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例新旧対照表

現行	改正案
<p>節」と、第57条の16第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「認知症対応型共同生活介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と読み替えるものとする。</p> <p>第126条～第142条（略） （協力医療機関等）</p> <p>第143条（略） （新設）</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p>	<p>節」と、第57条の16第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「認知症対応型共同生活介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と読み替えるものとする。</p> <p>第126条～第142条（略） （協力医療機関等）</p> <p>第143条（略）</p> <p>2 <u>指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、前項の規定に基づき協力医療機関を定めるに当たっては、次の各号に掲げる要件を満たす協力医療機関を定めるように努めなければならない。</u></p> <p>(1) <u>利用者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保していること。</u></p> <p>(2) <u>当該指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者からの診療の求めがあつた場合において診療を行う体制を、常時確保していること。</u></p> <p>3 <u>指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、1年に1回以上、協力医療機関との間で、利用者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、当該指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者に係る指定を行つた市町村長に届け出なければならない。</u></p> <p>4 <u>指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、第二種協定指定医</u></p>

宇治市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例新旧対照表

現行	改正案
(新設)	<p><u>療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。</u></p> <p>5 <u>指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。</u></p>
(新設)	<p>6 <u>指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、利用者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該利用者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該指定地域密着型特定施設に速やかに入居させることができるように努めなければならない。</u></p>
<p>2 (略)</p> <p>(記録の整備)</p> <p>第144条 (略)</p> <p>2 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、利用者に対する指定地域密着型特定施設入居者生活介護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間保存しなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 第132条第2項に規定する <u>提供した具体的なサービスの内容等の記録</u></p> <p>(3) 第134条第2項に規定する <u>身体的拘束等の態様及び時間、その際</u></p>	<p>7 (略)</p> <p>(記録の整備)</p> <p>第144条 (略)</p> <p>2 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、利用者に対する指定地域密着型特定施設入居者生活介護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間保存しなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 第132条第2項の<u>規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録</u></p> <p>(3) 第134条第2項の<u>規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際</u></p>

宇治市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例新旧対照表

現行	改正案
<p>の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録</p> <p>(4) 第142条第3項に規定する 結果等の記録</p> <p>(5) 次条において準用する第27条に規定する 本市等への通知に係る記録</p> <p>(6) 次条において準用する第37条第2項に規定する 苦情の内容等の記録</p> <p>(7) 次条において準用する第39条第2項に規定する 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</p> <p>(8) (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>(準用)</p> <p>第145条 第11条、第12条、第20条、第21条、第27条、第31条の2、第33条から第37条まで、第39条から第40条まで、第57条の9、第57条の13、第57条の14、第57条の16第1項から第4項まで及び第96条 _____の規定は、指定地域密着型特定施設入居者生活介護の事業について準用する。この場合において、第33条中「運営規程の概要」とあるのは「第141条に規定する重要事項に関する規程の概要」と、第57条の9第2項中「この節」とあるのは「第7章第4節」と、第57条の16第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「地域密着型特定施設入居者生活介護について知見を有する者」と、「6月」</p>	<p>の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録</p> <p>(4) 第142条第3項の規定による結果等の記録</p> <p>(5) 次条において準用する第27条の規定による本市等への通知に係る記録</p> <p>(6) 次条において準用する第37条第2項の規定による苦情の内容等の記録</p> <p>(7) 次条において準用する第39条第2項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</p> <p>(8) (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>(準用)</p> <p>第145条 第11条、第12条、第20条、第21条、第27条、第31条の2、第33条から第37条まで、第39条から第40条まで、第57条の9、第57条の13、第57条の14、第57条の16第1項から第4項まで、<u>第96条及び第103条の2</u>の規定は、指定地域密着型特定施設入居者生活介護の事業について準用する。この場合において、第33条中「運営規程の概要」とあるのは「第141条に規定する重要事項に関する規程の概要」と、第57条の9第2項中「この節」とあるのは「第7章第4節」と、第57条の16第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「地域密着型特定施設入居者生活介護について知見を有する者」と、「6月」</p>

宇治市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例新旧対照表

現行	改正案
<p>とあるのは「2月」と、第96条中「介護職員」とあるのは「地域密着型特定施設従業者」と読み替えるものとする。</p> <p>第146条（略） （従業者）</p> <p>第147条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 第1項第3号及び第5号から第7号までの規定にかかわらず、サテライト型居住施設の生活相談員、栄養士若しくは管理栄養士、機能訓練指導員又は介護支援専門員については、次の各号に掲げる本体施設の場合には、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める職員により当該サテライト型居住施設の入所者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。</p> <p>(1)・(2)（略）</p> <p>(3) 病院 栄養士若しくは管理栄養士(病床数100以上の病院の場合に限る。)又は介護支援専門員(指定介護療養型医療施設の場合に限る。)</p> <p>(4)（略）</p> <p>4～6（略）</p> <p>第148条～第162条（略） （緊急時等の対応）</p> <p>第163条 地域密着型介護老人福祉施設従業者は、現に指定地域密着型介</p>	<p>とあるのは「2月」と、第96条中「介護職員」とあるのは「地域密着型特定施設従業者」と読み替えるものとする。</p> <p>第146条（略） （従業者）</p> <p>第147条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 第1項第3号及び第5号から第7号までの規定にかかわらず、サテライト型居住施設の生活相談員、栄養士若しくは管理栄養士、機能訓練指導員又は介護支援専門員については、次の各号に掲げる本体施設の場合には、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める職員により当該サテライト型居住施設の入所者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。</p> <p>(1)・(2)（略）</p> <p>(3) 病院 栄養士又は 管理栄養士(病床数100以上の病院の場合に限る。)</p> <p>(4)（略）</p> <p>4～6（略）</p> <p>第148条～第162条（略） （緊急時等の対応）</p> <p>第163条 指定地域密着型介護老人福祉施設 は、現に指定地域密着型介</p>

宇治市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例新旧対照表

現行	改正案
<p>護老人福祉施設入所者生活介護の提供を行つているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに指定地域密着型介護老人福祉施設の医師又はあらかじめ当該地域密着型介護老人福祉施設が定めた協力医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じなければ</p> <p>2 前項の地域密着型介護老人福祉施設従業者が看護職員である場合に</p> <p>あつては、必要に応じて臨時応急の手当てを行わなければならない。</p> <p>第164条～第168条 (略)</p> <p>(協力病院等)</p> <p>第169条 指定地域密着型介護老人福祉施設は、入院治療を必要とする入所者のために、あらかじめ、協力病院を定めておかなければならない。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>護老人福祉施設入所者生活介護の提供を行つているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合のため、あらかじめ、第147条第1項第2号に掲げる医師及び協力医療機関の協力を得て、当該医師及び当該協力医療機関との連携方法その他の緊急時等における対応方法を定めておかなければならない。</p> <p>2 指定地域密着型介護老人福祉施設は、前項の医師及び協力医療機関の協力を得て、1年に1回以上、緊急時等における対応方法の見直しを行い、必要に応じて緊急時等における対応方法の変更を行わなければならない。</p> <p>第164条～第168条 (略)</p> <p>(協力医療機関等)</p> <p>第169条 指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、次の各号に掲げる要件を満たす協力医療機関(第3号の要件を満たす協力医療機関にあつては、病院に限る。)を定めておかなければならない。ただし、複数の医療機関を協力医療機関として定めることにより当該各号の要件を満たすこととしても差し支えない。</p> <p>(1) 入所者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保していること。</p> <p>(2) 当該指定地域密着型介護老人福祉施設からの診療の求めがあつた</p>

宇治市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例新旧対照表

現行	改正案
(新設)	<p><u>場合において診療を行う体制を、常時確保していること。</u></p> <p>(3) <u>入所者の病状が急変した場合等において、当該指定地域密着型介護老人福祉施設の医師又は協力医療機関その他の医療機関の医師が診療を行い、入院を要すると認められた入所者の入院を原則として受け入れる体制を確保していること。</u></p>
(新設)	<p>2 <u>指定地域密着型介護老人福祉施設は、1年に1回以上、協力医療機関との間で、入所者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、当該指定地域密着型介護老人福祉施設に係る指定を行った市町村長に届け出なければならない。</u></p>
(新設)	<p>3 <u>指定地域密着型介護老人福祉施設は、第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。</u></p>
(新設)	<p>4 <u>指定地域密着型介護老人福祉施設は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。</u></p>
(新設)	<p>5 <u>指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該入所者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該指定地域密着型介護老人福祉施設に速やかに入所させることができるように努めなければならない。</u></p>

宇治市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例新旧対照表

現行	改正案
<p>2 (略)</p> <p>第170条～第172条 (略)</p> <p>(記録の整備)</p> <p>第173条 (略)</p> <p>2 指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所者に対する指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間保存しなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 第151条第2項に規定する 提供した具体的なサービスの内容等の記録</p> <p>(3) 第154条第2項に規定する 身体的拘束等の態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録</p> <p>(4) 前条第3項に規定する 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</p> <p>(5) 次条において準用する第27条に規定する 本市等への通知に係る記録</p> <p>(6) 次条において準用する第37条第2項に規定する 苦情の内容等の記録</p> <p>(7) (略)</p> <p>3 (略)</p>	<p>6 (略)</p> <p>第170条～第172条 (略)</p> <p>(記録の整備)</p> <p>第173条 (略)</p> <p>2 指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所者に対する指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間保存しなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 第151条第2項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録</p> <p>(3) 第154条第2項の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録</p> <p>(4) 前条第3項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</p> <p>(5) 次条において準用する第27条の規定による本市等への通知に係る記録</p> <p>(6) 次条において準用する第37条第2項の規定による苦情の内容等の記録</p> <p>(7) (略)</p> <p>3 (略)</p>



宇治市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例新旧対照表

現行	改正案
<p>(準用)</p> <p>第174条 第8条、第9条、第11条、第12条、第21条、第27条、第31条の2、第33条、第34条第1項及び第2項、第35条、第37条、第39条の2、第40条、第57条の9、第57条の13、第57条の16第1項から第4項まで</p> <p>_____の規定は、指定地域密着型介護老人福祉施設について準用する。この場合において、第8条第1項中「第30条に規定する運営規程」とあるのは「第165条に規定する重要事項に関する規程」と、第12条第1項中「指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供の開始に際し、」とあるのは「入所の際に」と、同条第2項中「居宅介護支援(法第8条第24項に規定する居宅介護支援をいう。)が利用者に対して行われていない等の場合であつて必要と認めるときは、要介護認定」を「要介護認定」と、第57条の9第2項中「この節」とあるのは「第8章第4節」と、第57条の16第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と読み替えるものとする。</p> <p>第175条～第184条 (略)</p> <p>(勤務体制の確保等)</p> <p>第185条 (略)</p> <p>2～5 (略)</p> <p>(新設)</p>	<p>(準用)</p> <p>第174条 第8条、第9条、第11条、第12条、第21条、第27条、第31条の2、第33条、第34条第1項及び第2項、第35条、第37条、第39条の2、第40条、第57条の9、第57条の13、第57条の16第1項から第4項まで及び第103条の2の規定は、指定地域密着型介護老人福祉施設について準用する。この場合において、第8条第1項中「第30条に規定する運営規程」とあるのは「第165条に規定する重要事項に関する規程」と、第12条第1項中「指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供の開始に際し、」とあるのは「入所の際に」と、同条第2項中「居宅介護支援(法第8条第24項に規定する居宅介護支援をいう。)が利用者に対して行われていない等の場合であつて必要と認めるときは、要介護認定」を「要介護認定」と、第57条の9第2項中「この節」とあるのは「第8章第4節」と、第57条の16第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と読み替えるものとする。</p> <p>第175条～第184条 (略)</p> <p>(勤務体制の確保等)</p> <p>第185条 (略)</p> <p>2～5 (略)</p> <p>6 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の管理者は、ユニット型</p>

宇治市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例新旧対照表

現行	改正案
<p>6 (略)</p> <p>第186条 (略)</p> <p>(準用)</p> <p>第187条 第8条、第9条、第11条、第12条、第21条、第27条、第31条の2、第33条、第35条、第37条、第39条の2、第40条、第57条の9、第57条の13、第57条の16第1項から第4項まで、<u>第149条</u> から第151条まで、第155条、第158条、第160条から第164条まで及び第168条から第173条までの規定は、ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設について準用する。この場合において、第8条第1項中「第30条に規定する運営規程」とあるのは「第184条に規定する重要事項に関する規程」と、第12条第1項中「指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供の開始に際し、」とあるのは「入居の際に」と、同条第2項中「居宅介護支援(法第8条第24項に規定する居宅介護支援をいう。)が利用者に対して行われていない等の場合であつて必要と認めるときは、要介護認定」を「要介護認定」と、第57条の9第2項中「この節」とあるのは「第8章第5節」と、第57条の16第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と、第164条中「第155条」とあるのは「第187条において準用する第155条」と、第173条第2項第2号中「第151条第2項」とあるのは「第187条において</p>	<p><u>施設の管理等に係る研修を受講するよう努めなければならない。</u></p> <p>7 (略)</p> <p>第186条 (略)</p> <p>(準用)</p> <p>第187条 第8条、第9条、第11条、第12条、第21条、第27条、第31条の2、第33条、第35条、第37条、第39条の2、第40条、第57条の9、第57条の13、第57条の16第1項から第4項まで、<u>第103条の2、第149条</u>から第151条まで、第155条、第158条、第160条から第164条まで及び第168条から第173条までの規定は、ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設について準用する。この場合において、第8条第1項中「第30条に規定する運営規程」とあるのは「第184条に規定する重要事項に関する規程」と、第12条第1項中「指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供の開始に際し、」とあるのは「入居の際に」と、同条第2項中「居宅介護支援(法第8条第24項に規定する居宅介護支援をいう。)が利用者に対して行われていない等の場合であつて必要と認めるときは、要介護認定」を「要介護認定」と、第57条の9第2項中「この節」とあるのは「第8章第5節」と、第57条の16第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と、第164条中「第155条」とあるのは「第187条において準用する第155条」と、第173条第2項第2号中「第151条第2項」とあるのは「第187条において</p>

宇治市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例新旧対照表

現行	改正案
<p>準用する第151条第2項」と、同項第3号中「第154条第2項」とあるのは「第180条第2項」と、同項第4号中「前条第3項」とあるのは「第187条において準用する前条第3項」と、同項第5号から第7号までの規定中「次条」とあるのは「第187条」と読み替えるものとする。</p> <p>(基本方針)</p> <p>第188条 指定地域密着型サービスに該当する複合型サービス(施行規則第17条の12に規定する看護小規模多機能型居宅介護に限る。以下この章において「指定看護小規模多機能型居宅介護」という。)の事業は、指定居宅サービス等基準第59条に規定する訪問看護の基本方針及び第78条に規定する小規模多機能型居宅介護の基本方針を踏まえて行うものでなければならない。</p> <p>第189条～第194条 (略)</p> <p>(具体的取扱方針)</p> <p>第195条 指定看護小規模多機能型居宅介護の方針は、次の各号に掲げるところによるものとする。</p> <p>(1) 指定看護小規模多機能型居宅介護は、利用者が住み慣れた地域での生活を継続することができるよう、利用者の病状、心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、通いサービス、訪問サービス及び宿泊サービスを柔軟に組み合わせることにより、<u>療養上の管理の下で</u></p>	<p>準用する第151条第2項」と、同項第3号中「第154条第2項」とあるのは「第180条第2項」と、同項第4号中「前条第3項」とあるのは「第187条において準用する前条第3項」と、同項第5号から第7号までの規定中「次条」とあるのは「第187条」と読み替えるものとする。</p> <p>(基本方針)</p> <p>第188条 指定地域密着型サービスに該当する複合型サービス(法第8条第23項第1号に規定するもの)に限る。以下この章において「指定看護小規模多機能型居宅介護」という。)の事業は、指定居宅サービス等基準第59条に規定する訪問看護の基本方針及び第78条に規定する小規模多機能型居宅介護の基本方針を踏まえて行うものでなければならない。</p> <p>第189条～第194条 (略)</p> <p>(具体的取扱方針)</p> <p>第195条 指定看護小規模多機能型居宅介護の方針は、次の各号に掲げるところによるものとする。</p> <p>(1) 指定看護小規模多機能型居宅介護は、利用者が住み慣れた地域での生活を継続することができるよう、利用者の病状、心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、通いサービス、訪問サービス及び宿泊サービスを柔軟に組み合わせることにより、<u>当該利用者の居宅において、又はサービスの拠点に通わせ、若しくは短期</u></p>

宇治市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例新旧対照表

現行	改正案
<p>_____ 妥当適切に行うものとする。</p> <p>(2)～(4) (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(5)～(9) (略)</p> <p>第196条～第199条 (略)</p> <p>(記録の整備)</p> <p>第200条 (略)</p> <p>2 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、利用者に対する指定看護小規模多機能型居宅介護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間保存しなければならない。</p> <p>(1)・(2) (略)</p>	<p><u>間宿泊させ、日常生活上の世話及び機能訓練並びに療養上の世話又は必要な診療の補助を妥当適切に行うものとする。</u></p> <p>(2)～(4) (略)</p> <p>(5) <u>指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。</u></p> <p><u>ア 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、看護小規模多機能型居宅介護従業者に周知徹底を図ること。</u></p> <p><u>イ 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。</u></p> <p><u>ウ 看護小規模多機能型居宅介護従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。</u></p> <p>(6)～(10) (略)</p> <p>第196条～第199条 (略)</p> <p>(記録の整備)</p> <p>第200条 (略)</p> <p>2 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、利用者に対する指定看護小規模多機能型居宅介護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間保存しなければならない。</p> <p>(1)・(2) (略)</p>

宇治市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例新旧対照表

現行	改正案
<p>(3) 第196条第2項に規定する 身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録</p> <p>(4)・(5) (略)</p> <p>(6) 次条において準用する第19条第2項に規定する 提供した具体的なサービスの内容等の記録</p> <p>(7) 次条において準用する第27条に規定する 本市等への通知に係る記録</p> <p>(8) 次条において準用する第37条第2項に規定する 苦情の内容等の記録</p> <p>(9) 次条において準用する第39条第2項に規定する 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</p> <p>(10) (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>(準用)</p> <p>第201条 第8条から第12条まで、第19条から第21条まで、第27条、第31条の2から第37条まで、第39条から第40条まで、第57条の9、第57条の11、第57条の14、第57条の16、第84条から第86条まで、第90条から第92条まで、第94条、第95条、第97条から第101条まで及び第103条 _____の規定は、指定看護小規模多機能型居宅介護の事業について準用する。この場合において、第8条第1項中「第30条に規定する運</p>	<p>(3) 第196条第2項の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録</p> <p>(4)・(5) (略)</p> <p>(6) 次条において準用する第19条第2項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録</p> <p>(7) 次条において準用する第27条の規定による本市等への通知に係る記録</p> <p>(8) 次条において準用する第37条第2項の規定による苦情の内容等の記録</p> <p>(9) 次条において準用する第39条第2項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</p> <p>(10) (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>(準用)</p> <p>第201条 第8条から第12条まで、第19条から第21条まで、第27条、第31条の2から第37条まで、第39条から第40条まで、第57条の9、第57条の11、第57条の14、第57条の16、第84条から第86条まで、第90条から第92条まで、第94条、第95条、第97条から第101条まで、<u>第103条及び第103条の2</u>の規定は、指定看護小規模多機能型居宅介護の事業について準用する。この場合において、第8条第1項中「第30条に規定する運</p>

宇治市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例新旧対照表

現行	改正案
<p>営規程」とあるのは「第201条において準用する第97条に規定する重要事項に関する規程」と、第57条の9第2項中「この節」とあるのは「第9章第4節」と、第57条の16第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と、「活動状況」とあるのは「通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況」と、第84条中「第80条第2項」とあるのは「第190条第2項」と、第94条第3項中「介護職員」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護従業者」と読み替えるものとする。</p> <p>第202条（略）</p>	<p>営規程」とあるのは「第201条において準用する第97条に規定する重要事項に関する規程」と、第57条の9第2項中「この節」とあるのは「第9章第4節」と、第57条の16第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と、「活動状況」とあるのは「通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況」と、第84条中「第80条第2項」とあるのは「第190条第2項」と、第94条第3項中「介護職員」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護従業者」と読み替えるものとする。</p> <p>第202条（略）</p>

宇治市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例新旧対照表

現行	改正案
<p>第1条～第8条 (略)</p> <p>(利用定員等)</p> <p>第9条 (略)</p> <p>2 共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、指定居宅サービス(法第41条第1項に規定する指定居宅サービスをいう。)、指定地域密着型サービス(法第42条の2第1項に規定する指定地域密着型サービスをいう。)、指定居宅介護支援(法第46条第1項に規定する指定居宅介護支援をいう。)、指定介護予防サービス(法第53条第1項に規定する指定介護予防サービスをいう。)、指定地域密着型介護予防サービス若しくは指定介護予防支援(法第58条第1項に規定する指定介護予防支援をいう。)の事業又は介護保険施設(法第8条第25項に規定する介護保険施設をいう。)若しくは<u>指定介護療養型医療施設(健康保険法等の一部を改正する法律(平成18年法律第83号)附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第26条の規定による改正前の法第48条第1項第3号に規定する指定介護療養型医療施設をいう。)</u>の運営(第45条第2号において「指定居宅サービス事業等」という。)について3年以上の経験を有する者でなければならない。</p> <p>第10条～第23条 (略)</p> <p>(具体的取扱方針)</p> <p>第24条 指定介護予防認知症対応型通所介護の方針は、第4条に規定する</p>	<p>第1条～第8条 (略)</p> <p>(利用定員等)</p> <p>第9条 (略)</p> <p>2 共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、指定居宅サービス(法第41条第1項に規定する指定居宅サービスをいう。)、指定地域密着型サービス(法第42条の2第1項に規定する指定地域密着型サービスをいう。)、指定居宅介護支援(法第46条第1項に規定する指定居宅介護支援をいう。)、指定介護予防サービス(法第53条第1項に規定する指定介護予防サービスをいう。)、指定地域密着型介護予防サービス若しくは指定介護予防支援(法第58条第1項に規定する指定介護予防支援をいう。)の事業又は介護保険施設(法第8条第25項に規定する介護保険施設をいう。)若しくは<u>健康保険法等の一部を改正する法律(平成18年法律第83号)第26条の規定による改正前の法第48条第1項第3号に規定する指定介護療養型医療施設</u>                      _____の運営(第45条第2号において「指定居宅サービス事業等」という。)について3年以上の経験を有する者でなければならない。</p> <p>第10条～第23条 (略)</p> <p>(具体的取扱方針)</p> <p>第24条 指定介護予防認知症対応型通所介護の方針は、第4条に規定する</p>

宇治市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例新旧対照表

現行	改正案
<p>基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次の各号に掲げるところによるものとする。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(6) (略)</p> <p>第25条～第34条 (略)</p> <p>(揭示)</p> <p>第35条 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、従業員の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項(以下この条において「<u>運営規程等</u>」という。)を掲示しなければならない。</p> <p>2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、<u>運営規程等</u>を指定介護予防認知症対応型通所介護事業所に備え付け、かつ、これをいつでも</p>	<p>基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次の各号に掲げるところによるものとする。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) <u>指定介護予防認知症対応型通所介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為(以下「身体的拘束等」という。)を行ってはならない。</u></p> <p>(7) <u>身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。</u></p> <p>(8) (略)</p> <p>第25条～第34条 (略)</p> <p>(揭示)</p> <p>第35条 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、従業員の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項(以下この条において「<u>重要事項</u>」という。)を掲示しなければならない。</p> <p>2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、<u>重要事項</u>を指定介護予防認知症対応型通所介護事業所に備え付け、かつ、これをいつでも</p>



宇治市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例新旧対照表

現行	改正案
<p>関係者に自由に閲覧させることにより、<u>同項</u>に規定する掲示に代えることができる。</p> <p>(新設)</p> <p>第36条～第42条 (略)</p> <p>(記録の整備)</p> <p>第43条 (略)</p> <p>2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、利用者に対する指定介護予防認知症対応型通所介護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間保存しなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 第20条第2項に規定する <u>提供した具体的なサービスの内容等の記録</u></p> <p>(新設)</p> <p>(3) 第26条に規定する <u>本市等への通知に係る記録</u></p> <p>(4) 第39条第2項に規定する <u>苦情の内容等の記録</u></p> <p>(5) (略)</p> <p>(6) 第41条第2項に規定する <u>事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</u></p>	<p>関係者に自由に閲覧させることにより、<u>前項</u>に規定する掲示に代えることができる。</p> <p>3 <u>指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。</u></p> <p>第36条～第42条 (略)</p> <p>(記録の整備)</p> <p>第43条 (略)</p> <p>2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、利用者に対する指定介護予防認知症対応型通所介護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間保存しなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 第20条第2項の<u>規定による</u>提供した具体的なサービスの内容等の記録</p> <p>(3) <u>第24条第7号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録</u></p> <p>(4) 第26条の<u>規定による</u>本市等への通知に係る記録</p> <p>(5) 第39条第2項の<u>規定による</u>苦情の内容等の記録</p> <p>(6) (略)</p> <p>(7) 第41条第2項の<u>規定による</u>事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</p>

宇治市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例新旧対照表

現行	改正案
<p>3 (略)</p> <p>第44条～第54条 (略)</p> <p>(身体的拘束等の禁止)</p> <p>第55条 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、<u>身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為(以下「身体的拘束等」という。)を行ってはならない。</u></p> <p>2 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>第56条～第69条 (略)</p>	<p>3 (略)</p> <p>第44条～第54条 (略)</p> <p>(身体的拘束等の禁止)</p> <p>第55条 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、<u>身体的拘束等</u> _____を行ってはならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 <u>指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。</u></p> <p>(1) <u>身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。</u></p> <p>(2) <u>身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。</u></p> <p>(3) <u>介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。</u></p> <p>第56条～第69条 (略)</p> <p>(利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資</p>

宇治市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例新旧対照表

現行	改正案
<p>(新設)</p> <p>(記録の整備)</p> <p>第70条 (略)</p> <p>2 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、利用者に対する指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間保存しなければならない。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 次条において準用する第20条第2項に規定する <u>提供した具体的なサービスの内容等の記録</u></p> <p>(4) 第55条第2項に規定する <u>身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録</u></p> <p>(5) 次条において準用する第26条に規定する <u>本市等への通知に係る記録</u></p>	<p><u>する方策を検討するための委員会の設置)</u></p> <p>第69条の2 <u>指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所における業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所における利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)</u>を定期的開催しなければならない。</p> <p>(記録の整備)</p> <p>第70条 (略)</p> <p>2 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、利用者に対する指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間保存しなければならない。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 次条において準用する第20条第2項の規定による <u>提供した具体的なサービスの内容等の記録</u></p> <p>(4) 第55条第2項の規定による <u>身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録</u></p> <p>(5) 次条において準用する第26条の規定による <u>本市等への通知に係る記録</u></p>

宇治市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例新旧対照表

現行	改正案
<p>(6) 次条において準用する第39条第2項に規定する 苦情の内容等の記録</p> <p>(7) (略)</p> <p>(8) 次条において準用する第41条第2項に規定する 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</p> <p>3 (略)</p> <p>第71条～第84条 (略)</p> <p>(管理者による管理)</p> <p>第85条 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所の管理者は、同時に介護保険施設、指定居宅サービス、指定地域密着型サービス、指定介護予防サービス若しくは地域密着型介護予防サービス(サテライト型指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所の場合は、本体事業所(指定居宅サービス事業等その他の保健医療又は福祉に関する事業について3年以上の経験を有する指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者により設置される指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所であつて他の指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所に対して指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供に係る支援を行うものという。)が提供する指定介護予防認知症対応型共同生活介護を除く。)の事業を行う事業所、病院、診療所又は社会福祉施設を管理する者であつてはならない。ただし、これらの事業所、施設等が同一敷地</p>	<p>(6) 次条において準用する第39条第2項の規定による苦情の内容等の記録</p> <p>(7) (略)</p> <p>(8) 次条において準用する第41条第2項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</p> <p>3 (略)</p> <p>第71条～第84条 (略)</p> <p>(管理者による管理)</p> <p>第85条 共同生活住居の管理者 _____ は、同時に介護保険施設、指定居宅サービス、指定地域密着型サービス、指定介護予防サービス若しくは地域密着型介護予防サービス(サテライト型指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所の場合は、本体事業所(指定居宅サービス事業等その他の保健医療又は福祉に関する事業について3年以上の経験を有する指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者により設置される指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所であつて他の指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所に対して指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供に係る支援を行うものという。)が提供する指定介護予防認知症対応型共同生活介護を除く。)の事業を行う事業所、病院、診療所又は社会福祉施設を管理する者であつてはならない。ただし、当該共同生活住居 _____</p>

宇治市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例新旧対照表

現行	改正案
<p>内にあること等により当該指定介護予防認知対応型共同生活介護事業所の管理上支障がない場合は、この限りでない。</p> <p>第86条～第88条（略） （協力医療機関等）</p> <p>第89条（略） （新設）</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p>	<p>__の管理上支障がない場合は、この限りでない。</p> <p>第86条～第88条（略） （協力医療機関等）</p> <p>第89条（略）</p> <p>2 <u>指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、前項の規定に基づき協力医療機関を定めるに当たっては、次の各号に掲げる要件を満たす協力医療機関を定めるように努めなければならない。</u></p> <p>(1) <u>利用者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保していること。</u></p> <p>(2) <u>当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者からの診療の求めがあつた場合において診療を行う体制を、常時確保していること。</u></p> <p>3 <u>指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、1年に1回以上、協力医療機関との間で、利用者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者に係る指定を行つた市町村長に届け出なければならない。</u></p> <p>4 <u>指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)第6条</u></p>

宇治市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例新旧対照表

現行	改正案
<p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>第90条 (略)</p> <p>(記録の整備)</p> <p>第91条 (略)</p> <p>2 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者に対する指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供に関する次の各号に掲げ</p>	<p><u>第17項に規定する第二種協定指定医療機関(次項において「第二種協定指定医療機関」という。)との間で、新興感染症(同条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症又は同条第9項に規定する新感染症をいう。次項において同じ。)の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。</u></p> <p>5 <u>指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。</u></p> <p>6 <u>指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該利用者の病状が軽快し、退院が可能となつた場合においては、再び当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所に速やかに入所させることができるように努めなければならない。</u></p> <p>7・8 (略)</p> <p>第90条 (略)</p> <p>(記録の整備)</p> <p>第91条 (略)</p> <p>2 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者に対する指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供に関する次の各号に掲げ</p>

宇治市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例新旧対照表

現行	改正案
<p>る記録を整備し、その完結の日から2年間保存しなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 第78条第2項に規定する 提供した具体的なサービスの内容等の記録</p> <p>(3) 第81条第2項に規定する 身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録</p> <p>(4) 次条において準用する第26条に規定する 本市等への通知に係る記録</p> <p>(5) 次条において準用する第39条第2項に規定する 苦情の内容等の記録</p> <p>(6) (略)</p> <p>(7) 次条において準用する第41条第2項に規定する 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</p> <p>3 (略)</p> <p>(準用)</p> <p>第92条 第10条、第11条、第13条、第14条、第21条、第22条、第26条、第28条、第30条の2、第33条、第35条から第42条まで(第41条第4項を除く。)、第62条、第65条、第67条及び第68条 の規定は、指定介護予防認知症対応型共同生活介護の事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第29条に規定する運営規程」とあるのは「第</p>	<p>る記録を整備し、その完結の日から2年間保存しなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 第78条第2項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録</p> <p>(3) 第81条第2項の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録</p> <p>(4) 次条において準用する第26条の規定による本市等への通知に係る記録</p> <p>(5) 次条において準用する第39条第2項の規定による苦情の内容等の記録</p> <p>(6) (略)</p> <p>(7) 次条において準用する第41条第2項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</p> <p>3 (略)</p> <p>(準用)</p> <p>第92条 第10条、第11条、第13条、第14条、第21条、第22条、第26条、第28条、第30条の2、第33条、第35条から第42条まで(第41条第4項を除く。)、第62条、第65条、第67条及び第69条の2の規定は、指定介護予防認知症対応型共同生活介護の事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第29条に規定する運営規程」とあるのは「第</p>

宇治市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例新旧対照表

現行	改正案
<p>86条に規定する重要事項に関する規程」と、「介護予防認知症対応型通所介護従業者(第5条第1項第2号から第4号までに掲げる従業者又は第8条第1項第2号から第4号までに掲げる従業者をいう。以下同じ。)」とあるのは「介護職員」と、第28条第2項中「この節」とあるのは「第4章第4節」と、第40条第1項中「介護予防認知症対応型通所介護について知見を有する者」とあるのは「介護予防認知症対応型共同生活介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と読み替えるものとする。</p> <p>第93条 (略)</p>	<p>86条に規定する重要事項に関する規程」と、「介護予防認知症対応型通所介護従業者(第5条第1項第2号から第4号までに掲げる従業者又は第8条第1項第2号から第4号までに掲げる従業者をいう。以下同じ。)」とあるのは「介護職員」と、第28条第2項中「この節」とあるのは「第4章第4節」と、第40条第1項中「介護予防認知症対応型通所介護について知見を有する者」とあるのは「介護予防認知症対応型共同生活介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と読み替えるものとする。</p> <p>第93条 (略)</p>



宇治市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例新旧対照表

現行	改正案
<p>第1条～第5条 (略)</p> <p>(管理者)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第1項に規定する管理者は、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、次の各号に掲げる場合は、この限りでない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 管理者が同一敷地内にある他の事業所の職務に従事する場合(その管理する指定居宅介護支援事業所の管理に支障がない場合に限る。)</p> <p>(内容及び手続の説明及び同意)</p> <p>第7条 (略)</p> <p>2 <u>指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、居宅サービス計画が第3条に規定する基本方針及び利用者の希望に基づき作成されるものであり、利用者は複数の指定居宅サービス事業者等を紹介するよう求めることができること、前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画の総数のうち訪問介護、通所介護、福祉用具貸与及び地域密着型通所介護(以下この項において「訪問介護等」という。)がそれぞれ位置付けられた居宅サービス計画の数が占める割合、前6月間に当該指定居宅介護支援</u></p>	<p>第1条～第5条 (略)</p> <p>(管理者)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第1項に規定する管理者は、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、次の各号に掲げる場合は、この限りでない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 管理者が_____他の事業所の職務に従事する場合(その管理する指定居宅介護支援事業所の管理に支障がない場合に限る。)</p> <p>(内容及び手続の説明及び同意)</p> <p>第7条 (略)</p> <p>2 <u>指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、居宅サービス計画が第3条に規定する基本方針及び利用者の希望に基づき作成されるものであり、利用者は複数の指定居宅サービス事業者等を紹介するよう求めることができること等につき説明を行い、理解を得なければならない。</u></p>

宇治市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例新旧対照表

現行	改正案
<p><u>事業所において作成された居宅サービス計画に位置付けられた訪問介護等ごとの回数のうち同一の指定居宅サービス事業者又は指定地域密着型サービス事業者によつて提供されたものが占める割合等につき説明を行い、理解を得なければならない。</u></p> <p>(新設)</p> <p>3～5 (略)</p> <p>第8条～第24条の2 (略)</p> <p>(掲示)</p> <p>第25条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、介護支援専門員の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項(以下この条において「<u>運営規程等</u>」という。)を掲示しなければならない。</p>	<p>3 <u>指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画の総数の中に訪問介護、通所介護、福祉用具貸与及び地域密着型通所介護(以下この項において「<u>訪問介護等</u>」という。)がそれぞれ位置付けられた居宅サービス計画の数が占める割合及び前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画に位置付けられた訪問介護等ごとの回数の中に同一の指定居宅サービス事業者又は指定地域密着型サービス事業者によつて提供されたものが占める割合につき説明を行い、理解を得るよう努めなければならない。</u></p> <p>4～6 (略)</p> <p>第8条～第24条の2 (略)</p> <p>(掲示)</p> <p>第25条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、介護支援専門員の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項(以下この条において「<u>重要事項</u>」という。)を掲示しなければならない。</p>

宇治市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例新旧対照表

現行	改正案
<p>2 指定居宅介護支援事業者は、<u>運営規程等</u>を指定居宅介護支援事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、前項の規定による掲示に代えることができる。</p> <p>(新設)</p> <p>第26条～第31条 (略)</p> <p>(記録の整備)</p> <p>第32条 (略)</p> <p>2 指定居宅介護支援事業者は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間保存しなければならない。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(3) 第19条に規定する <u>本市への通知に係る記録</u></p> <p>(4) 第29条第2項に規定する <u>苦情の内容等の記録</u></p> <p>(5) 第30条第2項に規定する <u>事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</u></p> <p>3 (略)</p> <p>第34条 (略)</p>	<p>2 指定居宅介護支援事業者は、<u>重要事項</u>を指定居宅介護支援事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、前項の規定による掲示に代えることができる。</p> <p>3 <u>指定居宅介護支援事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。</u></p> <p>第26条～第31条 (略)</p> <p>(記録の整備)</p> <p>第32条 (略)</p> <p>2 指定居宅介護支援事業者は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間保存しなければならない。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) <u>規則で定める身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録</u></p> <p>(4) <u>第19条の規定による本市への通知に係る記録</u></p> <p>(5) <u>第29条第2項の規定による苦情の内容等の記録</u></p> <p>(6) <u>第30条第2項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</u></p> <p>3 (略)</p> <p>第34条 (略)</p>

宇治市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例新  
旧対照表

現行	改正案
<p>第1条～第4条 (略) (従業者の員数)</p> <p>第5条 <u>指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援事業所</u> <u>ごとに規則で定める員数以上の指定介護予</u> <u>防支援の提供に当たる必要な数の保健師その他の指定介護予防支援に</u> <u>関する知識を有する職員(以下「担当職員」という。)を置かなければな</u> <u>らない。</u></p> <p>(新設)</p> <p>(管理者)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>2 <u>前項に規定する</u> <u>管理者は、専らその職務に従事する者でなければなら</u> <u>ない。ただし、指定介護予防支援事業所の管理に支障がない場合は、当</u> <u>該指定介護予防支援事業所の他の職務に従事し、又は当該指定介護予防</u> <u>支援事業所の指定介護予防支援事業者である地域包括支援センターの</u> <u>職務に従事することができるものとする。</u></p> <p>(新設)</p>	<p>第1条～第4条 (略) (従業者の員数)</p> <p>第5条 <u>地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者</u> <u>は、当該指定に係る事業所ごとに規則で定める員数以上の指定介護予</u> <u>防支援の提供に当たる必要な数の保健師その他の指定介護予防支援に</u> <u>関する知識を有する職員(以下「担当職員」という。)を置かなければな</u> <u>らない。</u></p> <p>2 <u>指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者は、当該指定</u> <u>に係る事業所ごとに規則で定める員数以上の指定介護予防支援の提供</u> <u>に当たる必要な数の介護支援専門員を置かなければならない。</u></p> <p>(管理者)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>2 <u>地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者が前項</u> <u>の規定により置く管理者は、専らその職務に従事する者でなければなら</u> <u>ない。ただし、指定介護予防支援事業所の管理に支障がない場合は、当</u> <u>該指定介護予防支援事業所の他の職務に従事し、又は当該指定介護予防</u> <u>支援事業所の指定介護予防支援事業者である地域包括支援センターの</u> <u>職務に従事することができるものとする。</u></p> <p>3 <u>指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者が第1項の規</u> <u>定により置く管理者は、介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号)</u></p>

宇治市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例新旧対照表

現行	改正案
<p>(新設)</p> <p>(内容及び手続の説明及び同意)</p> <p>第7条 (略)</p> <p>2 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援の提供の開始に際し、<u>あらかじめ</u>、介護予防サービス計画が第3条に規定する基本方針及び利用者の希望に基づき作成されるものであり、利用者は複数の指定介護予防サービス事業者等を紹介するよう求めることができること等につき説明を行い、理解を得なければならない。</p> <p>3 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援の提供の開始に際し、</p>	<p><u>第140条の66第1号イ(3)に規定する主任介護支援専門員(以下この項において「主任介護支援専門員」という。)でなければならない。ただし、主任介護支援専門員の確保が著しく困難である等やむを得ない理由がある場合については、介護支援専門員(主任介護支援専門員を除く。)を第1項に規定する管理者とすることができる。</u></p> <p>4 <u>前項の管理者は、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、次の各号に掲げる場合は、この限りでない。</u></p> <p>(1) <u>管理者がその管理する指定介護予防支援事業所の介護支援専門員の職務に従事する場合</u></p> <p>(2) <u>管理者が他の事業所の職務に従事する場合(その管理する指定介護予防支援事業所の管理に支障がない場合に限る。)</u></p> <p>(内容及び手続の説明及び同意)</p> <p>第7条 (略)</p> <p>2 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援の提供の開始に際し、<u>あらかじめ、利用者又はその家族に対し、</u>介護予防サービス計画が第3条に規定する基本方針及び利用者の希望に基づき作成されるものであり、利用者は複数の指定介護予防サービス事業者等を紹介するよう求めることができること等につき説明を行い、理解を得なければならない</p> <p>3 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援の提供の開始に際し、</p>



宇治市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例新旧対照表

現行	改正案
<p>て_____利用料の支払を受けた場合には、当該利用料の額等を記載した指定介護予防支援提供証明書を利用者に対して交付しなければならない。</p> <p>(指定介護予防支援の業務の委託)</p> <p>第15条 指定介護予防支援事業者</p> <p>は、法第115条の23第3項の規定により指定介護予防支援の一部を委託する場合には、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。</p> <p>(1) 委託に当たっては、中立性及び公正性の確保を図るため地域包括支援センター運営協議会(介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号)第140条の66第1号ロ(2)に規定する地域包括支援センター運営協議会をいう。)の議を経なければならないこと。</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>(4) 委託する指定居宅介護支援事業者に対し、指定介護予防支援の業務を実施する介護支援専門員が、第3条及び第4条、この章及び次章並びにこの条例に基づく規則の規定_____を遵守するよう措置を講じさせなければならないこと。</p> <p>第16条～第23条の2 (略)</p> <p>(揭示)</p> <p>第24条 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援事業所の見やす</p>	<p>て前条第1項の利用料の支払を受けた場合には、当該利用料の額等を記載した指定介護予防支援提供証明書を利用者に対して交付しなければならない。</p> <p>(指定介護予防支援の業務の委託)</p> <p>第15条 地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者</p> <p>は、法第115条の23第3項の規定により指定介護予防支援の一部を委託する場合には、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。</p> <p>(1) 委託に当たっては、中立性及び公正性の確保を図るため地域包括支援センター運営協議会(介護保険法施行規則_____第140条の66第1号ロ(2)に規定する地域包括支援センター運営協議会をいう。)の議を経なければならないこと。</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>(4) 委託する指定居宅介護支援事業者に対し、指定介護予防支援の業務を実施する介護支援専門員が、第3条及び第4条、この章及び次章並びにこの条例に基づく規則の規定(規則で定めるものに限る。)を遵守するよう措置を講じさせなければならないこと。</p> <p>第16条～第23条の2 (略)</p> <p>(揭示)</p> <p>第24条 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援事業所の見やす</p>

宇治市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例新旧対照表

現行	改正案
<p>い場所に、運営規程の概要、担当職員の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項(以下この条において「<u>運営規程等</u>」という。)を掲示しなければならない。</p> <p>2 指定介護予防支援事業者は、<u>運営規程等</u>を指定介護予防支援事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、前項の規定による掲示に代えることができる。</p> <p>(新設)</p> <p>第25条～第30条 (略)</p> <p>(記録の整備)</p> <p>第31条 (略)</p> <p>2 指定介護予防支援事業者は、利用者に対する指定介護予防支援の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間保存しなければならない。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(3) 第18条に規定する <u>本市への通知に係る記録</u></p> <p>(4) 第28条第2項に規定する <u>苦情の内容等の記録</u></p>	<p>い場所に、運営規程の概要、担当職員の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項(以下この条において「<u>重要事項</u>」という。)を掲示しなければならない。</p> <p>2 指定介護予防支援事業者は、<u>重要事項</u>を指定介護予防支援事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、前項の規定による掲示に代えることができる。</p> <p>3 <u>指定介護予防支援事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。</u></p> <p>第25条～第30条 (略)</p> <p>(記録の整備)</p> <p>第31条 (略)</p> <p>2 指定介護予防支援事業者は、利用者に対する指定介護予防支援の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間保存しなければならない。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) <u>規則で定める身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録</u></p> <p>(4) 第18条の規定による本市への通知に係る記録</p> <p>(5) 第28条第2項の規定による苦情の内容等の記録</p>



宇治市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例新  
旧対照表

現行	改正案
<p>(5) 第29条第2項に規定する 事故の状況及び事故に際して採った処 置についての記録</p> <p>3 (略)</p> <p>第32条～第36条 (略)</p>	<p>(6) 第29条第2項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処 置についての記録</p> <p>3 (略)</p> <p>第32条～第36条 (略)</p>

宇治市国民健康保険条例新旧対照表

現行	改正案
<p>第1条～第11条の2（略）</p> <p>（<u>一般被保険者に係る基礎賦課総額</u>）</p> <p>第12条 保険料の賦課額のうち<u>一般被保険者(法附則第7条第1項に規定する退職被保険者等(以下「退職被保険者等」という。)以外の被保険者をいう。以下同じ。)</u>に係る保険料の基礎賦課額(第23条、第23条の3及び第23条の4の規定により基礎賦課額を減額するものとした場合にあつては、その減額することになる額を含む。)の総額(以下「<u>基礎賦課総額</u>」という。)は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。</p> <p>(1) 当該年度における次に掲げる額の合算額</p> <p>ア <u>療養の給付に要する費用(一般被保険者に係るものに限る。)</u>の額から当該給付に係る一部負担金に相当する額を控除した額並びに入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費、高額療養費及び高額介護合算療養費の支給に要する費用(<u>一般被保険者に係るものに限る。)</u>の額の合算額</p> <p>イ <u>国民健康保険事業費納付金(法附則第22条の規定により読み替えられた法第75条の7第1項の国民健康保険事業費納付金をいう。以下この条において同じ。)</u>の納付に要する費用(<u>京都府が行う国民健康保険の一般被保険者に係るもの</u>に限り、京都府の国民健康保険に関する特別会計において負担する高齢者医療確保法の規定によ</p>	<p>第1条～第11条の2（略）</p> <p>（<u>基礎賦課総額</u>）</p> <p>第12条 保険料の賦課額のうち_____</p> <p>_____基礎賦課額(第23条、第23条の3及び第23条の4の規定により基礎賦課額を減額するものとした場合にあつては、その減額することになる額を含む。)の総額(以下「<u>基礎賦課総額</u>」という。)は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。</p> <p>(1) 当該年度における次に掲げる額の合算額</p> <p>ア 療養の給付に要する費用_____の額から当該給付に係る一部負担金に相当する額を控除した額並びに入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費、高額療養費及び高額介護合算療養費の支給に要する費用_____の額の合算額</p> <p>イ 国民健康保険事業費納付金(法附則第7条の規定により読み替えられた法第75条の7第1項の国民健康保険事業費納付金をいう。以下この条において同じ。)の納付に要する費用(_____京都府の国民健康保険に関する特別会計において負担する高齢者医療確保法の規定によ</p>

宇治市国民健康保険条例新旧対照表

現行	改正案
<p>る後期高齢者支援金等(以下「後期高齢者支援金等」という。)及び病床転換支援金等(以下「病床転換支援金等」という。)並びに介護保険法(平成9年法律第123号)の規定による納付金(以下「介護納付金」という。)の納付に要する費用に充てる部分を除く。)の額</p> <p>ウ～オ (略)</p> <p>カ <u>その他国民健康保険事業に要する費用(国民健康保険の事務の執行に要する費用を除く。)の額(退職被保険者等に係る療養の給付に要する費用の額から当該給付に係る一部負担金に相当する額を控除した額並びに入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費、高額療養費及び高額介護合算療養費の支給に要する費用の額の合算額並びに京都府が行う国民健康保険の一般被保険者に係る国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用(京都府の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等並びに介護納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。)及び退職被保険者等に係る国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用の額を除く。)</u></p> <p>(2) 当該年度における次に掲げる額の合算額</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 法附則第22条の規定により読み替えられた法第75条の規定により交付を受ける補助金(国民健康保険事業費納付金の納付に要する</p>	<p>る後期高齢者支援金等(以下「後期高齢者支援金等」という。)及び病床転換支援金等(以下「病床転換支援金等」という。)並びに介護保険法(平成9年法律第123号)の規定による納付金(以下「介護納付金」という。)の納付に要する費用に充てる部分を除く。)の額</p> <p>ウ～オ (略)</p> <p>カ <u>その他国民健康保険事業に要する費用(国民健康保険の事務の執行に要する費用を除く。)の額(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用(京都府の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等並びに介護納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。))を除く。)</u></p> <p>(2) 当該年度における次に掲げる額の合算額</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 法附則第7条の規定により読み替えられた法第75条の規定により交付を受ける補助金(国民健康保険事業費納付金の納付に要する</p>

宇治市国民健康保険条例新旧対照表

現行	改正案
<p>費用(京都府の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等並びに介護納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。以下このイにおいて同じ。)に係るものを除く。)及び同条の規定により貸し付けられる貸付金(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものを除く。)の額</p> <p>ウ <u>法第75条の2第1項の国民健康保険保険給付費等交付金(エにおいて「国民健康保険保険給付費等交付金」という。)(退職被保険者等の療養の給付等に要する費用(法附則第22条の規定により読み替えられた法第70条第1項に規定する療養の給付等に要する費用をいう。以下同じ。))に係るものを除く。)</u>の額</p> <p>エ その他国民健康保険事業に要する費用(国民健康保険の事務の執行に要する費用を除く。)のための収入(法附則第9条第1項の規定により読み替えられた法第72条の3第1項、第72条の3の2第1項及び第72条の3の3第1項の規定による繰入金並びに国民健康保険保険給付費等交付金(退職被保険者等の療養の給付等に要する費用に係るものに限る。))を除く。)の額</p> <p>(一般被保険者に係る基礎賦課額)</p> <p>第13条 保険料の賦課額のうち一般被保険者に係る基礎賦課額は、世帯主の世帯に属する一般被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額の総額並びに当該世帯につき算定した世帯別平等割</p>	<p>費用(京都府の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等並びに介護納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。以下このイにおいて同じ。)に係るものを除く。)及び同条の規定により貸し付けられる貸付金(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものを除く。)の額</p> <p>ウ <u>法第75条の2第1項の国民健康保険保険給付費等交付金の額</u></p> <p>エ その他国民健康保険事業に要する費用(国民健康保険の事務の執行に要する費用を除く。)のための収入(_____法第72条の3第1項、第72条の3の2第1項及び第72条の3の3第1項の規定による繰入金_____を除外する。))の額</p> <p>(基礎賦課額)</p> <p>第13条 保険料の賦課額のうち_____基礎賦課額は、世帯主の世帯に属する被保険者につき_____算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額の総額並びに当該世帯につき算定した世帯別平等割</p>

宇治市国民健康保険条例新旧対照表

現行	改正案
<p>額の合算額とする。<u>この場合において、一般被保険者と退職被保険者等とが同一の世帯に属する場合には、当該世帯は一般被保険者の世帯とみなして、世帯別平等割額を算定するものとする。</u></p> <p>2 (略)</p> <p>(一般被保険者に係る基礎賦課額の所得割額の算定)</p> <p>第14条 前条第1項の所得割額は、<u>一般被保険者に</u>係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る地方税法(昭和25年法律第226号)第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額(同法附則第33条の2第5項に規定する上場株式会社等に係る配当所得等の金額(同法附則第35条の2の6第8項又は第11項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、同法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、これらの規定の適用により同法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額)、地方税法附則第35条第5項に規定する短期譲渡所得の金額(租税特別措置法第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、これらの規定の適用により同法第32条第1項に規定する短期譲渡</p>	<p>額の合算額とする。</p> <p>2 (略)</p> <p>(<u>                    </u>基礎賦課額の所得割額の算定)</p> <p>第14条 前条第1項の所得割額は、<u>被保険者</u>に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る地方税法(昭和25年法律第226号)第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額(同法附則第33条の2第5項に規定する上場株式会社等に係る配当所得等の金額(同法附則第35条の2の6第8項又は第11項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、同法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、これらの規定の適用により同法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額)、地方税法附則第35条第5項に規定する短期譲渡所得の金額(租税特別措置法第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、これらの規定の適用により同法第32条第1項に規定する短期譲渡</p>

宇治市国民健康保険条例新旧対照表

現行	改正案
<p>所得の金額から控除する金額を控除した金額)、地方税法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額(同法附則第35条の3第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、同法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額(同法附則第35条の2の6第11項又は第35条の3第13項若しくは第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、同法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額(同法附則第35条の4の2第7項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律(昭和37年法律第144号)第8条第2項(同法第12条第5項及び第16条第2項において準用する場合を含む。第23条第1項第1号において同じ。))に規定する特例適用利子等の額、同法第8条第4項(同法第12条第6項及び第16条第3項において準用する場合を含む。同号において同じ。))に規定する特例適用配当等の額、租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。)第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額及び同条第12項に規定する条約適用配当等の額をいう。以下この条において同じ。)の合計額から地方税法第314条の2第2項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合計額(以下「基礎控除後の総所得金額等」という。))に、第16条第1項第1号の所得割の保険料率を乗じて算定する。</p>	<p>所得の金額から控除する金額を控除した金額)、地方税法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額(同法附則第35条の3第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、同法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額(同法附則第35条の2の6第11項又は第35条の3第13項若しくは第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、同法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額(同法附則第35条の4の2第7項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律(昭和37年法律第144号)第8条第2項(同法第12条第5項及び第16条第2項において準用する場合を含む。第23条第1項第1号において同じ。))に規定する特例適用利子等の額、同法第8条第4項(同法第12条第6項及び第16条第3項において準用する場合を含む。同号において同じ。))に規定する特例適用配当等の額、租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。)第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額及び同条第12項に規定する条約適用配当等の額をいう。以下この条において同じ。)の合計額から地方税法第314条の2第2項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合計額(以下「基礎控除後の総所得金額等」という。))に、第16条第1項第1号の所得割の保険料率を乗じて算定する。</p>

宇治市国民健康保険条例新旧対照表

現行	改正案
<p>2 (略)</p> <p>第15条 (略)</p> <p>(一般被保険者に係る基礎賦課額の保険料率)</p> <p>第16条 一般被保険者に係る基礎賦課額の保険料率は、次の各号のとおりとする。</p> <p>(1) 所得割 <u>100分の7.57</u></p> <p>(2) 被保険者均等割 <u>27,700円</u></p> <p>(3) 世帯別平等割 アからウまでに掲げる世帯の区分に応じ、アからウまでに定める額</p> <p>ア イ又はウに掲げる世帯以外の世帯 <u>17,700円</u></p> <p>イ 特定同一世帯所属者(法第6条第8号に該当したことにより被保険者の資格を喪失した者であつて、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属する者をいう。以下同じ。)と同一の世帯に属する<u>一般被保険者</u>が属する世帯であつて同日の属する月(以下「特定月」という。)以後5年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。以下「特定世帯」という。) <u>8,850円</u></p> <p>ウ 特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する<u>一般被保険者</u>が属する世帯であつて特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者</p>	<p>2 (略)</p> <p>第15条 (略)</p> <p>(<u>                                </u>基礎賦課額の保険料率)</p> <p>第16条 <u>                                </u>基礎賦課額の保険料率は、次の各号のとおりとする。</p> <p>(1) 所得割 <u>100分の8.94</u></p> <p>(2) 被保険者均等割 <u>31,300円</u></p> <p>(3) 世帯別平等割 アからウまでに掲げる世帯の区分に応じ、アからウまでに定める額</p> <p>ア イ又はウに掲げる世帯以外の世帯 <u>20,500円</u></p> <p>イ 特定同一世帯所属者(法第6条第8号に該当したことにより被保険者の資格を喪失した者であつて、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属する者をいう。以下同じ。)と同一の世帯に属する<u>被保険者</u>が属する世帯であつて同日の属する月(以下「特定月」という。)以後5年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。以下「特定世帯」という。) <u>10,250円</u></p> <p>ウ 特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する<u>被保険者</u>が属する世帯であつて特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者</p>

宇治市国民健康保険条例新旧対照表

現行	改正案
<p>がない場合に限る。以下「特定継続世帯」という。) <u>13,275円</u></p> <p>2 (略)</p> <p>(退職被保険者等に係る基礎賦課額)</p> <p><u>第16条の2 保険料の賦課額のうち退職被保険者等に係る基礎賦課額は、世帯主の世帯に属する退職被保険者等につき算定した所得割額、被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額の総額並びに当該世帯につき算定した世帯別平等割額の合計額(退職被保険者等と一般被保険者とが同一の世帯に属する場合には、所得割額及び被保険者均等割額の合算額の総額)とする。</u></p> <p>2 <u>第13条第2項の規定は、前項の場合について準用する。</u></p> <p>(退職被保険者等に係る基礎賦課額の所得割額の算定)</p> <p><u>第16条の3 前条第1項の所得割額は、退職被保険者等に係る基礎控除後の総所得金額等に、第16条第1項第1号の所得割の保険料率を乗じて算定する。</u></p> <p>(退職被保険者等に係る基礎賦課額の被保険者均等割額及び世帯別平等割額の算定)</p> <p><u>第16条の4 第16条の2第1項の被保険者均等割額及び世帯別平等割額は、第16条第1項第2号及び第3号に規定する被保険者均等割及び世帯別平等割と同額とする。</u></p> <p>(基礎賦課限度額)</p>	<p>がない場合に限る。以下「特定継続世帯」という。) <u>15,375円</u></p> <p>2 (略)</p> <p><u>第16条の2から第16条の4まで 削除</u></p> <p>(削る。)</p> <p>(削る。)</p> <p>(基礎賦課限度額)</p>



宇治市国民健康保険条例新旧対照表

現行	改正案
<p>第16条の5 第13条第1項又は第16条の2第1項の基礎賦課額(一般被保険者と退職被保険者等とが同一の世帯に属する場合には、第13条第1項の基礎賦課額と第16条の2第1項の基礎賦課額との合算額をいう。第19条、第23条、第23条の3及び第23条の4において同じ。)は、650,000円を超えることができない。</p> <p>(一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課総額)</p> <p>第16条の5の2 保険料の賦課額のうち一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額(第23条、第23条の3及び第23条の4の規定により後期高齢者支援金等賦課額を減額するものとした場合にあつては、その減額することになる額を含む。)の総額(以下「後期高齢者支援金等賦課総額」という。)は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。</p> <p>(1) 当該年度における国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用(京都府の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等の納付に要する費用に係る部分であつて、京都府が行う国民健康保険の一般被保険者に係るものに限る。次号において同じ。)の額</p> <p>(2) 当該年度における次に掲げる額の合算額</p> <p>ア 法附則第22条の規定により読み替えられた法第75条の規定により交付を受ける補助金(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。)及び同条の規定により貸し付けられる貸</p>	<p>第16条の5 第13条第1項の基礎賦課額は、650,000円を超えることができない。</p> <p>( _____ 後期高齢者支援金等賦課総額)</p> <p>第16条の5の2 保険料の賦課額のうち _____ 後期高齢者支援金等賦課額(第23条、第23条の3及び第23条の4の規定により後期高齢者支援金等賦課額を減額するものとした場合にあつては、その減額することになる額を含む。)の総額(以下「後期高齢者支援金等賦課総額」という。)は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。</p> <p>(1) 当該年度における国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用(京都府の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等の納付に要する費用に係る部分 _____)に限る。次号において同じ。)の額</p> <p>(2) 当該年度における次に掲げる額の合算額</p> <p>ア 法附則第7条の規定により読み替えられた法第75条の規定により交付を受ける補助金(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。)及び同条の規定により貸し付けられる貸</p>

宇治市国民健康保険条例新旧対照表

現行	改正案
<p>付金(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。)の額</p> <p>イ その他国民健康保険事業に要する費用(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に限る。)のための収入(法附則第9条第1項の規定により読み替えられた法第72条の3第1項、第72条の3の2第1項及び第72条の3の3第1項の規定による繰入金を除く。)の額 (一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額)</p> <p>第16条の5の3 保険料の賦課額のうち後期高齢者支援金等賦課額は、世帯主の世帯に属する一般被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額の総額並びに当該世帯につき算定した世帯別平等割額(一般被保険者と退職被保険者等とが同一の世帯に属する場合には、世帯主の世帯を一般被保険者の属する世帯とみなして算定した世帯別平等割額)の合計額とする。</p> <p>2 (略)</p> <p>(一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額の所得割額の算定)</p> <p>第16条の5の4 前条第1項の所得割額は、一般被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等に、次条第1項第1号の所得割の保険料率を乗じて算定する。</p> <p>(一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額の保険料率)</p> <p>第16条の5の5 一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額の保険料</p>	<p>付金(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。)の額</p> <p>イ その他国民健康保険事業に要する費用(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に限る。)のための収入(_____法第72条の3第1項、第72条の3の2第1項及び第72条の3の3第1項の規定による繰入金を除く。)の額 (_____後期高齢者支援金等賦課額)</p> <p>第16条の5の3 保険料の賦課額のうち後期高齢者支援金等賦課額は、世帯主の世帯に属する被保険者に_____つき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額の総額並びに当該世帯につき算定した世帯別平等割額_____の合計額とする。</p> <p>2 (略)</p> <p>(_____後期高齢者支援金等賦課額の所得割額の算定)</p> <p>第16条の5の4 前条第1項の所得割額は、被保険者_____に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等に、次条第1項第1号の所得割の保険料率を乗じて算定する。</p> <p>(_____後期高齢者支援金等賦課額の保険料率)</p> <p>第16条の5の5 _____後期高齢者支援金等賦課額の保険料</p>

宇治市国民健康保険条例新旧対照表

現行	改正案
<p>率は、次の各号のとおりとする。</p> <p>(1) 所得割 <u>100分の2.87</u></p> <p>(2) 被保険者均等割 <u>9,600円</u></p> <p>(3) 世帯別平等割 アからウまでに掲げる世帯の区分に応じ、アからウまでに定める額</p> <p>ア イ又はウに掲げる世帯以外の世帯 <u>6,500円</u></p> <p>イ 特定世帯 <u>3,250円</u></p> <p>ウ 特定継続世帯 <u>4,875円</u></p> <p>2 第16条第2項の規定は、<u>一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額の保険料率の決定について準用する。</u></p> <p><u>(退職被保険者等に係る後期高齢者支援金等賦課額)</u></p> <p><u>第16条の5の6 保険料の賦課額のうち退職被保険者等に係る後期高齢者支援金等賦課額は、世帯主の世帯に属する退職被保険者等につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額の総額並びに当該世帯につき算定した世帯別平等割額の合計額(退職被保険者等と一般被保険者とが同一の世帯に属する場合には、所得割額及び被保険者均等割額の合算額の総額)とする。</u></p> <p>2 第13条第2項の規定は、<u>前項の場合について準用する。</u></p> <p><u>(退職被保険者等に係る後期高齢者支援金等賦課額の所得割額の算定)</u></p> <p><u>第16条の5の7 前条第1項の所得割額は、退職被保険者等に係る基礎控除</u></p>	<p>率は、次の各号のとおりとする。</p> <p>(1) 所得割 <u>100分の3.07</u></p> <p>(2) 被保険者均等割 <u>10,500円</u></p> <p>(3) 世帯別平等割 アからウまでに掲げる世帯の区分に応じ、アからウまでに定める額</p> <p>ア イ又はウに掲げる世帯以外の世帯 <u>6,800円</u></p> <p>イ 特定世帯 <u>3,400円</u></p> <p>ウ 特定継続世帯 <u>5,100円</u></p> <p>2 第16条第2項の規定は、<u>後期高齢者支援金等賦課額の保険料率の決定について準用する。</u></p> <p><u>第16条の5の6から第16条の5の8まで 削除</u></p> <p><u>(削る。)</u></p>

宇治市国民健康保険条例新旧対照表

現行	改正案
<p><u>後の総所得金額等に、第16条の5の5第1項第1号の所得割の保険料率を乗じて算定する。)</u></p> <p><u>(退職被保険者等に係る後期高齢者支援金等賦課額の被保険者均等割額及び世帯別平等割額の算定</u></p> <p><u>第16条の5の8 第16条の5の6第1項の被保険者均等割額及び世帯別平等割額は、第16条の5の5第1項第2号及び第3号に規定する被保険者均等割額及び世帯別平等割額と同額とする。</u></p> <p><u>(後期高齢者支援金等賦課限度額)</u></p> <p><u>第16条の5の9 第16条の5の3第1項又は第16条の5の6第1項の後期高齢者支援金等賦課額(一般被保険者と退職被保険者等とが同一の世帯に属する場合には、第16条の5の3第1項の後期高齢者支援金等賦課額と第16条の5の6第1項の後期高齢者支援金等賦課額との合算額をいう。第19条、第23条、第23条の3及び第23条の4において同じ。)は、220,000円を超えることができない。</u></p> <p><u>(介護納付金賦課総額)</u></p> <p><u>第16条の6 保険料の賦課額のうち介護納付金賦課額(第23条及び第23条の4の規定により介護納付金賦課額を減額するものとした場合にあつては、その減額することになる額を含む。)の総額(以下「介護納付金賦課総額」という。)は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。</u></p>	<p>(削る。)</p> <p><u>(後期高齢者支援金等賦課限度額)</u></p> <p><u>第16条の5の9 第16条の5の3第1項の後期高齢者支援金等賦課額は、240,000円を超えることができない。</u></p> <p><u>(介護納付金賦課総額)</u></p> <p><u>第16条の6 保険料の賦課額のうち介護納付金賦課額(第23条及び第23条の4の規定により介護納付金賦課額を減額するものとした場合にあつては、その減額することになる額を含む。)の総額(以下「介護納付金賦課総額」という。)は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。</u></p>

宇治市国民健康保険条例新旧対照表

現行	改正案
<p>(1) (略)</p> <p>(2) 当該年度における次に掲げる額の合算額</p> <p>ア 法附則第22条の規定により読み替えられた法第75条の規定により交付を受ける補助金(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。)及び同条の規定により貸し付けられる貸付金(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。)の額</p> <p>イ その他国民健康保険事業に要する費用(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に限る。)のための収入(法附則第9条第1項の規定により読み替えられた法第72条の3第1項及び第72条の3の3第1項の規定による繰入金を除く。)の額</p> <p>第16条の7・第16条の8 (略)</p> <p>(介護納付金賦課額の保険料率)</p> <p>第16条の9 介護納付金賦課被保険者に係る介護納付金賦課額の保険料率は、次の各号のとおりとする。</p> <p>(1) 所得割 <u>100分の2.89</u></p> <p>(2) 被保険者均等割 <u>12,300円</u></p> <p>(3) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>第16条の10～第18条 (略)</p>	<p>(1) (略)</p> <p>(2) 当該年度における次に掲げる額の合算額</p> <p>ア 法附則第7条の規定により読み替えられた法第75条の規定により交付を受ける補助金(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。)及び同条の規定により貸し付けられる貸付金(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。)の額</p> <p>イ その他国民健康保険事業に要する費用(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に限る。)のための収入(_____法第72条の3第1項及び第72条の3の3第1項の規定による繰入金を除く。)の額</p> <p>第16条の7・第16条の8 (略)</p> <p>(介護納付金賦課額の保険料率)</p> <p>第16条の9 介護納付金賦課被保険者に係る介護納付金賦課額の保険料率は、次の各号のとおりとする。</p> <p>(1) 所得割 <u>100分の2.93</u></p> <p>(2) 被保険者均等割 <u>12,200円</u></p> <p>(3) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>第16条の10～第18条 (略)</p>

宇治市国民健康保険条例新旧対照表

現行	改正案
<p>(賦課期日後において納付義務の発生、消滅又は被保険者数の異動等があつた場合)</p> <p>第19条 保険料の賦課期日後に納付義務が発生し、又は1世帯に属する被保険者数が増加し、若しくは減少し、若しくは1世帯に属する被保険者が介護納付金賦課被保険者となつた若しくは介護納付金賦課被保険者でなくなつた、若しくは政令第29条の7の2第2項に規定する特例対象被保険者等(以下「特例対象被保険者等」という。)となつた場合における当該納付義務者に係る第13条、<u>第16条の2、第16条の5の3若しくは第16条の5の6の額</u>(被保険者数が増加し、若しくは減少した場合(特定同一世帯所属者に該当することにより被保険者数が減少した場合を除く。))又は特例対象被保険者等となつた場合における当該納付義務者に係る世帯別平等割額を除く。)若しくは第16条の7の額又は第23条第1項各号(同条第2項又は第3項の規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。)に定める額、第23条の3第1項(同条第2項の規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。)に定める第16条第1項第2号若しくは第16条の4の基礎賦課額の被保険者均等割額にそれぞれ10分の5を乗じて得た額、第23条の3第3項第1号(同条第4項の規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。)に定める額、第23条の4第1項各号(同条第2項又は第3項の規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。)に定める額若しくは同条第4項各号(同条第5項又は第6項の規定により読み替えて準用する場</p>	<p>(賦課期日後において納付義務の発生、消滅又は被保険者数の異動等があつた場合)</p> <p>第19条 保険料の賦課期日後に納付義務が発生し、又は1世帯に属する被保険者数が増加し、若しくは減少し、若しくは1世帯に属する被保険者が介護納付金賦課被保険者となつた若しくは介護納付金賦課被保険者でなくなつた、若しくは政令第29条の7の2第2項に規定する特例対象被保険者等(以下「特例対象被保険者等」という。)となつた場合における当該納付義務者に係る第13条若しくは第16条の5の3 _____の額(被保険者数が増加し、若しくは減少した場合(特定同一世帯所属者に該当することにより被保険者数が減少した場合を除く。))又は特例対象被保険者等となつた場合における当該納付義務者に係る世帯別平等割額を除く。)若しくは第16条の7の額又は第23条第1項各号(同条第2項又は第3項の規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。)に定める額、第23条の3第1項(同条第2項の規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。)に定める第16条第1項第2号 _____の基礎賦課額の被保険者均等割額にそれぞれ10分の5を乗じて得た額、第23条の3第3項第1号(同条第4項の規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。)に定める額、第23条の4第1項各号(同条第2項又は第3項の規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。)に定める額若しくは同条第4項各号(同条第5項又は第6項の規定により読み替えて準用する場</p>

宇治市国民健康保険条例新旧対照表

現行	改正案
<p>合を含む。次項において同じ。)に定める額の算定は、それぞれ、その納付義務が発生し、又は被保険者数が増加し、若しくは減少した日(法第6条第1号から第8号までの規定のいずれかに該当したことにより被保険者数が減少した場合においては、その減少した日が月の初日であるときに限り、その前日とする。)又は1世帯に属する被保険者が介護納付金賦課被保険者となつた若しくは介護納付金賦課被保険者でなくなつた日又は特例対象被保険者等となつた日の属する月から、月割りをもつて行う。</p> <p>2 保険料の賦課期日後に納付義務が消滅した場合における当該納付義務者に係る第13条、第16条の2、第16条の5の3、第16条の5の6の額若しくは第16条の7の額又は第23条第1項各号に定める額、第23条の3第1項に定める第16条第1項第2号若しくは第16条の4の基礎賦課額の被保険者均等割額にそれぞれ10分の5を乗じて得た額、第23条の3第3項第1号に定める額、第23条の4第1項各号に定める額若しくは同条第4項各号に定める額の算定は、その納付義務が消滅した日(法第6条第1号から第8号までの規定のいずれかに該当したことにより納付義務が消滅した場合においては、その消滅した日が月の初日であるときに限り、その前日とする。)の属する月の前月まで、月割りをもつて行う。</p> <p>第20条及び第21条・第22条 (略)</p> <p>(低所得者の保険料の減額)</p> <p>第23条 次の各号に掲げる納付義務者に対して課する保険料の賦課額の</p>	<p>合を含む。次項において同じ。)に定める額の算定は、それぞれ、その納付義務が発生し、又は被保険者数が増加し、若しくは減少した日(法第6条第1号から第8号までの規定のいずれかに該当したことにより被保険者数が減少した場合においては、その減少した日が月の初日であるときに限り、その前日とする。)又は1世帯に属する被保険者が介護納付金賦課被保険者となつた若しくは介護納付金賦課被保険者でなくなつた日又は特例対象被保険者等となつた日の属する月から、月割りをもつて行う。</p> <p>2 保険料の賦課期日後に納付義務が消滅した場合における当該納付義務者に係る第13条若しくは第16条の5の3 _____ の額若しくは第16条の7の額又は第23条第1項各号に定める額、第23条の3第1項に定める第16条第1項第2号 _____ の基礎賦課額の被保険者均等割額にそれぞれ10分の5を乗じて得た額、第23条の3第3項第1号に定める額、第23条の4第1項各号に定める額若しくは同条第4項各号に定める額の算定は、その納付義務が消滅した日(法第6条第1号から第8号までの規定のいずれかに該当したことにより納付義務が消滅した場合においては、その消滅した日が月の初日であるときに限り、その前日とする。)の属する月の前月まで、月割りをもつて行う。</p> <p>第20条及び第21条・第22条 (略)</p> <p>(低所得者の保険料の減額)</p> <p>第23条 次の各号に掲げる納付義務者に対して課する保険料の賦課額の</p>

宇治市国民健康保険条例新旧対照表

現行	改正案
<p>うち基礎賦課額は、第13条第1項又は第16条の2第1項の基礎賦課額から当該各号に掲げる額を減額した額とする。</p> <p>(1) 世帯主、当該年度の保険料賦課期日(賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合にはその発生した日とする。)現在において当該世帯主の世帯に属する被保険者及び特定同一世帯所属者につき算定した地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額(青色専従者給与額又は事業専従者控除額については、同法第313条第3項、第4項又は第5項の規定を適用せず、所得税法(昭和40年法律第33号)第57条第1項、第3項又は第4項の規定の例によらないものとし、山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額(地方税法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額(同法附則第35条の2の6第8項又は第11項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、同法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額、同法附則第35条第5項に規定する短期譲渡所得の金額、同法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額(同法附則第35条の3第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、同法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額(同法附則第35条の2の6第11項又は第35条の3第13項若しくは第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、同法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額</p>	<p>うち基礎賦課額は、第13条第1項_____の基礎賦課額から当該各号に掲げる額を減額した額とする。</p> <p>(1) 世帯主、当該年度の保険料賦課期日(賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合にはその発生した日とする。)現在において当該世帯主の世帯に属する被保険者及び特定同一世帯所属者につき算定した地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額(青色専従者給与額又は事業専従者控除額については、同法第313条第3項、第4項又は第5項の規定を適用せず、所得税法(昭和40年法律第33号)第57条第1項、第3項又は第4項の規定の例によらないものとし、山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額(地方税法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額(同法附則第35条の2の6第8項又は第11項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、同法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額、同法附則第35条第5項に規定する短期譲渡所得の金額、同法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額(同法附則第35条の3第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、同法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額(同法附則第35条の2の6第11項又は第35条の3第13項若しくは第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、同法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額</p>



宇治市国民健康保険条例新旧対照表

現行	改正案
<p>(同法附則第35条の4の2第7項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第2項に規定する特例適用利子等の額、同条第4項に規定する特例適用配当等の額、租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額及び同条第12項に規定する条約適用配当等の額をいう。以下この項において同じ。)の算定についても同様とする。以下同じ。)及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額(世帯主並びに当該世帯主の世帯に属する被保険者及び特定同一世帯所属者(次号及び第3号において「世帯主等」という。)のうち給与所得を有する者(前年中に同条第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者(同条第1項に規定する給与等の収入金額が550,000円を超える者に限る。)をいう。以下この号において同じ。)の数及び公的年金等に係る所得を有する者(前年中に地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者(年齢65歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が600,000円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が1,100,000円を超える者に限る。))をいい、給与所得を</p>	<p>(同法附則第35条の4の2第7項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第2項に規定する特例適用利子等の額、同条第4項に規定する特例適用配当等の額、租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額及び同条第12項に規定する条約適用配当等の額をいう。以下この項において同じ。)の算定についても同様とする。以下同じ。)及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額(世帯主並びに当該世帯主の世帯に属する被保険者及び特定同一世帯所属者(次号及び第3号において「世帯主等」という。)のうち給与所得を有する者(前年中に同条第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者(同条第1項に規定する給与等の収入金額が550,000円を超える者に限る。)をいう。以下この号において同じ。)の数及び公的年金等に係る所得を有する者(前年中に地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者(年齢65歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が600,000円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が1,100,000円を超える者に限る。))をいい、給与所得を</p>

宇治市国民健康保険条例新旧対照表

現行	改正案
<p>有する者を除く。)の数の合計数(以下この項において「給与所得者等の数」という。)が2以上の場合にあつては、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に100,000円を乗じて得た金額を加えた金額を超えない当該世帯に係る保険料の納付義務者</p> <p>ア 被保険者均等割 被保険者1人につき <u>19,390円</u></p> <p>イ 世帯別平等割 1世帯につき(ア)から(ウ)までに掲げる世帯の区分に応じ、(ア)から(ウ)までに定める額</p> <p>(ア) (イ)又は(ウ)に掲げる世帯以外の世帯 <u>12,390円</u></p> <p>(イ) 特定世帯 <u>6,195円</u></p> <p>(ウ) 特定継続世帯 <u>9,292円</u></p> <p>(2) 前号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額(世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に100,000円を乗じて得た金額を加えた金額)に当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数に<u>290,000円</u>を乗じて得た金額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者(前号に該当する者を除く。)</p> <p>ア 被保険者均等割 被保険者1人につき <u>13,850円</u></p>	<p>有する者を除く。)の数の合計数(以下この項において「給与所得者等の数」という。)が2以上の場合にあつては、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に100,000円を乗じて得た金額を加えた金額を超えない当該世帯に係る保険料の納付義務者</p> <p>ア 被保険者均等割 被保険者1人につき <u>21,910円</u></p> <p>イ 世帯別平等割 1世帯につき(ア)から(ウ)までに掲げる世帯の区分に応じ、(ア)から(ウ)までに定める額</p> <p>(ア) (イ)又は(ウ)に掲げる世帯以外の世帯 <u>14,350円</u></p> <p>(イ) 特定世帯 <u>7,175円</u></p> <p>(ウ) 特定継続世帯 <u>10,762円</u></p> <p>(2) 前号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額(世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に100,000円を乗じて得た金額を加えた金額)に当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数に<u>295,000円</u>を乗じて得た金額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者(前号に該当する者を除く。)</p> <p>ア 被保険者均等割 被保険者1人につき <u>15,650円</u></p>

宇治市国民健康保険条例新旧対照表

現行	改正案
<p>イ 世帯別平等割 1世帯につき(ア)から(ウ)までに掲げる世帯の区分に応じ、(ア)から(ウ)までに定める額</p> <p>(ア) (イ)又は(ウ)に掲げる世帯以外の世帯 <u>8,850円</u></p> <p>(イ) 特定世帯 <u>4,425円</u></p> <p>(ウ) 特定継続世帯 <u>6,637円</u></p> <p>(3) 第1号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額(世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に100,000円を乗じて得た金額を加えた金額)に当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数に<u>535,000円</u>を乗じて得た金額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者(前2号に該当する者を除く。)</p> <p>ア 被保険者均等割 被保険者1人につき <u>5,540円</u></p> <p>イ 世帯別平等割 1世帯につき(ア)から(ウ)までに掲げる世帯の区分に応じ、(ア)から(ウ)までに定める額</p> <p>(ア) (イ)又は(ウ)に掲げる世帯以外の世帯 <u>3,540円</u></p> <p>(イ) 特定世帯 <u>1,770円</u></p> <p>(ウ) 特定継続世帯 <u>2,655円</u></p> <p>2 前項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。</p>	<p>イ 世帯別平等割 1世帯につき(ア)から(ウ)までに掲げる世帯の区分に応じ、(ア)から(ウ)までに定める額</p> <p>(ア) (イ)又は(ウ)に掲げる世帯以外の世帯 <u>10,250円</u></p> <p>(イ) 特定世帯 <u>5,125円</u></p> <p>(ウ) 特定継続世帯 <u>7,687円</u></p> <p>(3) 第1号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額(世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に100,000円を乗じて得た金額を加えた金額)に当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数に<u>545,000円</u>を乗じて得た金額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者(前2号に該当する者を除く。)</p> <p>ア 被保険者均等割 被保険者1人につき <u>6,260円</u></p> <p>イ 世帯別平等割 1世帯につき(ア)から(ウ)までに掲げる世帯の区分に応じ、(ア)から(ウ)までに定める額</p> <p>(ア) (イ)又は(ウ)に掲げる世帯以外の世帯 <u>4,100円</u></p> <p>(イ) 特定世帯 <u>2,050円</u></p> <p>(ウ) 特定継続世帯 <u>3,075円</u></p> <p>2 前項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。</p>

宇治市国民健康保険条例新旧対照表

現行	改正案
<p>この場合において、同項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第13条第1項又は第16条の2第1項」とあるのは「第16条の5の3第1項又は第16条の5の6第1項」と、「19,390円」とあるのは「6,720円」と、「12,390円」とあるのは「4,550円」と、「6,195円」とあるのは「2,275円」と、「9,292円」とあるのは「3,412円」と、「13,850円」とあるのは「4,800円」と、「8,850円」とあるのは「3,250円」と、「4,425円」とあるのは「1,625円」と、「6,637円」とあるのは「2,437円」と、「5,540円」とあるのは「1,920円」と、「3,540円」とあるのは「1,300円」と、「1,770円」とあるのは「650円」と、「2,655円」とあるのは「975円」と読み替えるものとする。</p> <p>3 第1項の規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、同項中「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第13条第1項又は第16条の2第1項」とあるのは「第16条の7第1項」と、「19,390円」とあるのは「8,610円」と、「12,390円」とあるのは「4,200円」と、「13,850円」とあるのは「6,150円」と、「8,850円」とあるのは「3,000円」と、「5,540円」とあるのは「2,460円」と、「3,540円」とあるのは「1,200円」と読み替えるものとする。</p> <p>第23条の2（略）</p> <p>（未就学児の被保険者均等割額の減額）</p> <p>第23条の3 当該年度において、その世帯に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者(以下「未就学児」という。)がある場合にお</p>	<p>この場合において、同項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第13条第1項_____」とあるのは「第16条の5の3第1項_____」と、「21,910円」とあるのは「7,350円」と、「14,350円」とあるのは「4,760円」と、「7,175円」とあるのは「2,380円」と、「10,762円」とあるのは「3,570円」と、「15,650円」とあるのは「5,250円」と、「10,250円」とあるのは「3,400円」と、「5,125円」とあるのは「1,700円」と、「7,687円」とあるのは「2,550円」と、「6,260円」とあるのは「2,100円」と、「4,100円」とあるのは「1,360円」と、「2,050円」とあるのは「680円」と、「3,075円」とあるのは「1,020円」と読み替えるものとする。</p> <p>3 第1項の規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、同項中「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第13条第1項_____」とあるのは「第16条の7第1項」と、「21,910円」とあるのは「8,540円」と、「14,350円」とあるのは「4,200円」と、「15,650円」とあるのは「6,100円」と、「10,250円」とあるのは「3,000円」と、「6,260円」とあるのは「2,440円」と、「4,100円」とあるのは「1,200円」と読み替えるものとする。</p> <p>第23条の2（略）</p> <p>（未就学児の被保険者均等割額の減額）</p> <p>第23条の3 当該年度において、その世帯に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者(以下「未就学児」という。)がある場合にお</p>

宇治市国民健康保険条例新旧対照表

現行	改正案
<p>ける当該被保険者に係る当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額は、第16条第1項第2号又は第16条の4の基礎賦課額の被保険者均等割額から、当該額に、それぞれ、10分の5を乗じて得た額(当該額に1円未満の端数があるときは、これを1円に切り上げた額)を控除して得た額とする(第3項に掲げる場合を除く。)</p> <p>2 前項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の被保険者均等割額の減額について準用する。この場合において、同項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第16条第1項第2号又は第16条の4」とあるのは「第16条の5の5第1項第2号又は第16条の5の8」と読み替えるものとする。</p> <p>3 当該年度において、第23条に規定する基準に従い保険料を減額するものとした納付義務者の世帯に未就学児がある場合における当該未就学児に係る当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額は、第1号に掲げる額から第2号に掲げる額を控除して得た額とする。</p> <p>(1) 第16条第1項第2号又は第16条の4の基礎賦課額の被保険者均等割額から、当該額に第23条第1項各号に規定する場合に応じてそれぞれ同項各号アに掲げる額を控除して得た額</p> <p>(2) (略)</p> <p>4 前項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の被保険者均等割額の減額について準用する。この場合において、同項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第16条第1項第2号又は第16条</p>	<p>ける当該被保険者に係る当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額は、第16条第1項第2号_____の基礎賦課額の被保険者均等割額から、当該額に、それぞれ、10分の5を乗じて得た額(当該額に1円未満の端数があるときは、これを1円に切り上げた額)を控除して得た額とする(第3項に掲げる場合を除く。)</p> <p>2 前項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の被保険者均等割額の減額について準用する。この場合において、同項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第16条第1項第2号_____」とあるのは「第16条の5の5第1項第2号_____」と読み替えるものとする。</p> <p>3 当該年度において、第23条に規定する基準に従い保険料を減額するものとした納付義務者の世帯に未就学児がある場合における当該未就学児に係る当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額は、第1号に掲げる額から第2号に掲げる額を控除して得た額とする。</p> <p>(1) 第16条第1項第2号_____の基礎賦課額の被保険者均等割額から、当該額に第23条第1項各号に規定する場合に応じてそれぞれ同項各号アに掲げる額を控除して得た額</p> <p>(2) (略)</p> <p>4 前項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の被保険者均等割額の減額について準用する。この場合において、同項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第16条第1項第2号_____</p>

宇治市国民健康保険条例新旧対照表

現行	改正案
<p>の4」とあるのは「第16条の5の5第1項第2号又は第16条の5の8」と、「第23条第1項各号」とあるのは「第23条第2項の規定により読み替えて準用する同条第1項各号」と、「同項各号ア」とあるのは「同条第2項の規定により読み替えて準用する同条第1項各号ア」と読み替えるものとする。</p> <p>(出産被保険者の保険料の減額)</p> <p>第23条の4 当該年度において、世帯に出産被保険者(政令第29条の7第5項第8号に規定する出産被保険者をいう。以下同じ。)がある場合における当該世帯の納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、第13条第1項又は第16条の2第1項の基礎賦課額から、次の各号の合算額を減額して得た額とする(第4項に掲げる場合を除く。)</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>2 前項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、同項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第13条第1項又は第16条の2第1項」とあるのは「第16条の5の3第1項又は第16条の5の6第1項」と読み替えるものとする。</p> <p>3 第1項の規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、同項中「出産被保険者をいう。以下同じ。」とあるのは「出産被保険者(介護納付金賦課被保険者である者に限る。)をいう。以下この項において同じ。」と、「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第13条第1項又は第16条の2第1項」とあるのは「第16条の7」</p>	<p>_____」とあるのは「第16条の5の5第1項第2号_____」と、「第23条第1項各号」とあるのは「第23条第2項の規定により読み替えて準用する同条第1項各号」と、「同項各号ア」とあるのは「同条第2項の規定により読み替えて準用する同条第1項各号ア」と読み替えるものとする。</p> <p>(出産被保険者の保険料の減額)</p> <p>第23条の4 当該年度において、世帯に出産被保険者(政令第29条の7第5項第8号に規定する出産被保険者をいう。以下同じ。)がある場合における当該世帯の納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、第13条第1項_____の基礎賦課額から、次の各号の合算額を減額して得た額とする(第4項に掲げる場合を除く。)</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>2 前項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、同項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第13条第1項_____」とあるのは「第16条の5の3第1項_____」と読み替えるものとする。</p> <p>3 第1項の規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、同項中「出産被保険者をいう。以下同じ。」とあるのは「出産被保険者(介護納付金賦課被保険者である者に限る。)をいう。以下この項において同じ。」と、「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第13条第1項_____」とあるのは「第16条の7」</p>

宇治市国民健康保険条例新旧対照表

現行	改正案
<p>と読み替えるものとする。</p> <p>4 当該年度において、第23条に規定する基準に従い保険料を減額するものとした納付義務者の世帯に出産被保険者がある場合における当該世帯の納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、当該減額後の第13条第1項又は第16条の2第1項の基礎賦課額から、次の各号の合算額を減額して得た額とする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>5 前項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、同項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第13条第1項又は第16条の2第1項」とあるのは「第16条の5の3又は第16条の5の6」と読み替えるものとする。</p> <p>6 第4項の規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、同項中「出産被保険者」とあるのは「出産被保険者(介護納付金賦課被保険者である者に限る。以下この項において同じ。)」と、「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第13条第1項又は第16条の2第1項」とあるのは「第16条の7」と読み替えるものとする。</p> <p>第24条～第32条 (略)</p>	<p>と読み替えるものとする。</p> <p>4 当該年度において、第23条に規定する基準に従い保険料を減額するものとした納付義務者の世帯に出産被保険者がある場合における当該世帯の納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、当該減額後の第13条第1項_____の基礎賦課額から、次の各号の合算額を減額して得た額とする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>5 前項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、同項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第13条第1項_____」とあるのは「第16条の5の3_____」と読み替えるものとする。</p> <p>6 第4項の規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、同項中「出産被保険者」とあるのは「出産被保険者(介護納付金賦課被保険者である者に限る。以下この項において同じ。)」と、「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第13条第1項_____」とあるのは「第16条の7」と読み替えるものとする。</p> <p>第24条～第32条 (略)</p>

城南衛生管理組合同規約新旧対照表

現行	改正案
<p>第1条～第3条 (略)</p> <p>(組合の事務所の位置)</p> <p>第4条 組合の事務所は、<u>京都府八幡市八幡沢1番地</u>に置く。</p> <p>第5条～第12条 (略)</p>	<p>第1条～第3条 (略)</p> <p>(組合の事務所の位置)</p> <p>第4条 組合の事務所は、<u>京都府宇治市宇治折居18番地</u>に置く。</p> <p>第5条～第12条 (略)</p>